

令和5年第3回

# 中種子町議会 9月定例会会議録

開会 令和5年9月12日

閉会 令和5年9月20日

鹿児島県中種子町議会

# 会 期 日 程

令和5年第3回定例会

月 日	曜日	会議・休会・その他
9月12日	火	本会議 (開会・一般質問・委員長報告・議案審議等)
9月13日	水	委員会(総務文教)
9月14日	木	休 会
9月15日	金	休 会
9月16日	土	休 日
9月17日	日	休 日
9月18日	月	休 日
9月19日	火	休 会
9月20日	水	本会議 (委員長報告・議案審議他・閉会)

## 令和5年第3回中種子町議会定例会会議録目次

### 第1号（9月12日）（火曜日）

1. 開 会	3	3
2. 日程第1	会議録署名議員の指名	3
3. 日程第2	会期の決定	3
4. 日程第3	諸般の報告	3
5. 日程第4	一般質問	4
	大町田勇希君	4
	永瀆一則君	16
休 憩		31
	秋田澄徳君	31
	池山朝生君	44
休 憩		59
	池山喜一郎君	59
休 憩		66
6. 日程第5	総務文教常任委員長報告	66
	池山喜一郎総務文教常任委員長	
7. 日程第6	報告第3号 令和4年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について	69
	田淵川寿広町長提案理由説明	69
	質疑	70
8. 日程第7	議案第24号 中種子町役場課設置条例の一部を改正する条例	70
	田淵川寿広町長提案理由説明	70
	質疑	71
	討論	71
	採決	71
9. 日程第8	議案第25号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	71
	田淵川寿広町長提案理由説明	71
	質疑	71
	討論	71
	採決	71
10. 日程第9	議案第26号 中種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例	72
	田淵川寿広町長提案理由説明	72
	質疑	72
	討論	72
	採決	72
11. 日程第10	議案第27号 中種子町立体育館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例	72
	田淵川寿広町長提案理由説明	72
	質疑	73

	討論	73
	採決	73
12. 日程第11	議案第28号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について	73
	田淵川寿広町長提案理由説明	73
	質疑	73
	討論	73
	採決	73
13. 日程第12	議案第29号 種子島こりーな空調設備更新工事請負契約について	74
	田淵川寿広町長提案理由説明	74
	質疑	74
	討論	74
	採決	74
14. 日程第13	議案第30号 防災行政無線操作卓更新事業契約について	74
	田淵川寿広町長提案理由説明	74
	質疑	75
	討論	75
	採決	75
15. 日程第14	議案第31号 令和5年度中種子町一般会計補正予算(第4号)	75
	田淵川寿広町長提案理由説明	75
	上田勝博総務課長補足説明	76
	質疑	78
	討論	78
	採決	78
16. 日程第15	議案第32号 令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)	78
	田淵川寿広町長提案理由説明	78
	質疑	79
	討論	79
	採決	79
17. 日程第16	議案第33号 令和5年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)	79
	田淵川寿広町長提案理由説明	79
	質疑	79
	討論	79
	採決	80
18. 日程第17	議案第34号 令和5年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	80
	田淵川寿広町長提案理由説明	80
	質疑	80
	討論	80

	採決	80
19. 日程第18	議案第35号 令和5年度中種子町水道事業会計補正予算(第1号)	81
	田淵川寿広町長提案理由説明	81
	質疑	81
	討論	81
	採決	81
20. 日程第19	認定第1号 令和4年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について	82
21. 日程第20	認定第2号 令和4年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	82
22. 日程第21	認定第3号 令和4年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	82
23. 日程第22	認定第4号 令和4年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	82
24. 日程第23	認定第5号 令和4年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について	82
	田淵川寿広町長提案理由説明	82
	上田勝博総務課長補足説明	85
	質疑	86
	決算特別委員会委員選任	87
休 憩		87
	決算特別委員会委員長、副委員長選任	87
25. 散 会		88
<b>第2号(9月20日)(水曜日)</b>		
1. 開 議		92
2. 日程第1	会議録署名議員の指名	92
3. 日程第2	議案第36号 中種子町役場課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	92
	田淵川寿広町長提案理由説明	92
	質疑	92
	討論	92
	採決	92
4. 日程第3	議案第37号 令和5年度中種子町一般会計補正予算(第5号)	93
	田淵川寿広町長提案理由説明	93
	質疑	93
	討論	93
	採決	93
5. 日程第4	同意第18号 教育委員会委員の任命につき同意を求める件	93
	田淵川寿広町長提案理由説明	93
	質疑	94
	討論	94

	採決	94
6. 日程第5	陳情第7号 自衛隊馬毛島基地（仮称）整備に伴う救難航空隊の種子島配備を 求める意見書の提出を求める陳情について	95
	池山喜一郎総務文教常任委員長報告	95
	質疑	96
	討論	96
	採決	96
7. 日程第6	発議第5号 自衛隊馬毛島基地（仮称）整備に伴う急患搬送部隊の種子島配備 を求める意見書	96
	質疑	96
	討論	96
	採決	96
8. 日程第7	発議第6号 中種子町議会委員会条例の一部を改正する条例	97
	池山喜一郎総務文教常任委員長趣旨説明	97
	質疑	97
	討論	97
	採決	97
9. 日程第8	常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	97
10. 日程第9	議員派遣の件	98
11. 日程第10	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	98
12. 閉 会		98

第 1 号

9 月 1 2 日

# 令和5年第3回中種子町議会定例会会議録（第1号）

令和5年9月12日（火曜日）午前10時開議

## 1. 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 総務文教常任委員長報告
- 第6 報告第3号 令和4年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第7 議案第24号 中種子町役場課設置条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第25号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第26号 中種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第27号 中種子町立体育館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第28号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について
- 第12 議案第29号 種子島こりーな空調設備更新工事請負契約について
- 第13 議案第30号 防災行政無線操作卓更新事業契約について
- 第14 議案第31号 令和5年度中種子町一般会計補正予算（第4号）
- 第15 議案第32号 令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第33号 令和5年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第34号 令和5年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第35号 令和5年度中種子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第19 認定第1号 令和4年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第2号 令和4年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第3号 令和4年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第4号 令和4年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第5号 令和4年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について

-----○-----

## 2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	大町田 勇 希 君	2番	梶 原 哲 朗 君
3番	秋 田 澄 徳 君	4番	池 山 喜一郎 君
5番	橋 口 渉 君	6番	永 濱 一 則 君
7番	池 山 朝 生 君	8番	濱 脇 重 樹 君
9番	日 高 和 典 君	10番	戸 田 和 代 さん
11番	浦 邊 和 昭 君	12番	迫 田 秀 三 君

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	田 淵 川 寿 広 君	副 町 長	阿 世 知 文 秋 君
総 務 課 長	上 田 勝 博 君	町民保健課長	徳 永 和 久 君
福祉環境課長	森 山 豊 君	農林水産課長	園 田 俊 一 君
建設 課 長	黒 木 聡 君	農地整備課長	遠 藤 淳一郎 君
企 画 課 長	鮫 島 司 君	会計管理者兼 会 計 課 長	南 奈 津 紀 さん
税 務 課 長	日 高 隆 雄 君	水 道 課 長	牧 瀬 善 美 君
保 育 所 長	浦 口 吉 平 君	空 港 管 理 室 長	柳 田 勝 志 君
行 政 係 長	牧 瀬 亮 君	財 政 係 長	東 郷 伸 也 君
教 育 長	北之園 千 春 君	教 育 総 務 課 長	横 手 幸 徳 君
社会教育課長	春 田 功 君	学 校 教 育 課 長	皆 倉 健 二 君
給食センター所長	野 平 清 吾 君	選 挙 管 理 事 務 局 長	岩 本 郁 美 さん
農委事務局長	石 堂 晃 一 君		

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	榎 元 卓 郎 君	議 事 係 長	稲 子 隆 浩 君
--------	-----------	---------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） おはようございます。

ただいまから、令和5年第3回中種子町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（迫田秀三君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、9番、日高和典君、10番、戸田和代さんを指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（迫田秀三君） 日程第2、「会期決定の件」を議題にします。

お諮りします。

本定例会は、本日から9月20日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月20日までの9日間に決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（迫田秀三君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

7月24日から25日、東京都において、種子島屋久島振興協議会で、内閣府、各省庁に要請活動を行いました。

7月28日、鹿児島市において、鹿児島県市町村総合事務組合第1回臨時会が開催され、議長、副議長の選任等が行われました。

議長に、鹿児島市議会議長、川越桂路氏、副議長に、瀬戸内町議会議長、向野忍氏が選任されました。

8月16日、鹿児島県町村議会議長会第2回理事会が開催され、事業報告、当面の行事等、令和4年度歳入歳出決算についてが上程され、可決されました。

同日、種子島屋久島議員大会に係る議長会が開催され、10月3日開催予定の大会実施要綱案、提出議題について協議がなされ、決定しました。

8月17日、熊毛郡町議会議長会臨時総会が開催され、行政調査について協議が行われました。

同日、鹿児島県町村議会議長会臨時総会が開催され、肥薩おれんじ鉄道に対する財政支援について協議が行われました。

以上の会議資料等は事務局に保管してあります。

なお、監査委員から地方自治法第235条の2、第3項の規定による、例月出納検査の結果について報告が提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 一般質問

○議長（迫田秀三君） 日程第4、「一般質問」を行います。

通告に従って、順次発言を許可いたします。

大町田勇希君に発言を許可します。

1番、大町田勇希君。

〔1番 大町田勇希君 登壇〕

○1番（大町田勇希君） 皆様こんにちは。

議長の許可を受けまして、発言をいたします。大町田勇希でございます。

本日は、通告書に従いまして、大きく3項質問させていただきます。

まずは、その前に、先週より、各高校、中学校で運動会が執り行われました。

これについては、コロナ禍以来、初のマスクをつけない運動会となり、今の高校3年生、中学校3年生については、最初で最後のマスクをつけない運動会となりました。

また、天気にも恵まれ、このような運動会が開催されたことに、非常に喜ばしく思っております。

また、来週以降につきましても、小学校、保育園等の運動会が開催されます。

台風シーズンも到来して、なかなか天候に不安を感じるころではございますが、ぜひとも、天候に恵まれ、運動会ができることを切に願っております。

また、先ほど申したとおり、台風シーズンが到来したことにより、町民の皆様におかれましては、もしものときの備え、自助の部分、こちらに留意して、自助の部分を重視していただければと思います。

また、行政職員の皆様におかれましては、避難所の開設等、様々な業務がまた重なってまいります。

自身も被災者となりうる状況の中で大変だと思いますが、どうか町民の皆様の負託に応えられますよう、尽力していただきたいと思っております。

それでは、一般質問通告書に基づきまして質問させていただきます。

まず、1項目硬プラハウス、硬質プラスチックハウスの略ですが、こちらについて質問をさせていただきます。

1番、昨年度補正予算にて可決された、硬プラハウスの移設事業があるが、本事業は、どのような計画、経緯、目的で移設したのか。

また、無償提供を掲示した相手方との利害関係はあるのか、町長に伺います。

以降の質問については質問席で行います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。大町田議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

昨年度、補正予算にて可決された硬質プラスチックハウスの移設事業、これに関して、どのような計画、経緯、目的で移設したのか、また、無償提供を提

示した相手方との利害関係はないのかという御質問でございます。

硬質プラスチックハウスの移転事業につきましては、まずどのような計画というところから申し上げますと、当初は、かなり以前から建て替えをしなければならなかった、南種子町にございます、種子島農業公社の水稲育苗ハウスほか、多方面に利用できるのではないかと計画をしたところでございます。

次に、昨年度の硬質プラスチックハウス移転の経緯につきましては、令和4年度に、マンゴー栽培を行っていた西之表の業者が、事業撤退に伴い、硬質プラスチックハウス、いわゆる硬質プラスチックハウスの539坪、1町7反から8反の広さのものを南種子町の農業振興のためにお使いいただけませんかというお話をいただいたことがきっかけで、前述しました農業公社の水稲育苗などで使えないかということで、私も、副町長、担当課長、担当係とともに、早速現場の確認を行ったところでございました。

骨材など大きな損傷も見られず、これなら十分再利用可能と判断し、譲渡受入れを指示したところでございます。

無償譲渡する条件といたしましては、令和4年度内に解体を終えていただきたい、解体移転費用は町負担としていただきたいとのことでした。

平成17年に建設されており、築18年が経過しておりますが、部材や鉄骨もどぶ付けがされており、まだまだ使えるとの判断のもと、譲り受けることを決め、また、農業公社の育苗ハウスほか、JAなどのハウスなども老朽化していることもあり、昨年9月議会において補正予算で移転経費を計上し、解体を今年1月に完了してございます。

次に目的につきましては、先ほどから申し上げます、農業公社の水稲育苗ハウスでございましたが、解体が終わった頃前後、1月の例年のない強風、寒波により、松原山のJA育苗施設のビニールハウスが被害を受け、育苗中のさつまいも苗床に影響が生じ、から床用苗の生産供給が出来なくなる事態が発生し、申込み農家さんへの苗供給が1ヶ月以上ストップし、結果、本ぽ定植用の苗のみの供給となり、作付けに影響が出たところでございます。

JA育苗施設のこのような事態を受け、本町といたしましても、農業振興を図るべく、優先順位を考慮し、5月から現在において、松原山、JA育苗施設の代替も含めて、JAと事務レベルで協議を行っており、JAサイドも9月の経営会議での協議が予定されているというふうに伺っております。

冒頭申し上げましたが、先ほど申し上げました、農業公社、水稲育苗ハウスの老朽化、これも近いうちに改修なり、建て替えといった対応が必要な時期に来ているというのは、数年前から話があったところでございます。

この育苗も含め、現時点でこの育苗ハウスについては、予算をあまりかけず、少しずつ維持、修繕に対応してもらっておるところでございます。

なお、無償を提示した相手方との利害関係はないのかという御質問でございますが、利害関係はございません。

以上でございます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

先ほどの答弁の中で硬プラハウスの面積について、1町7反及び8反という表現がありましたけれども、訂正を。

○町長（田淵川寿広君） 申し訳ございません。

1反7畝か8畝というところでございます、申し訳ないです。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 回答ありがとうございます。

こちらはですね、今、単純に話を聞くと、事業撤退をする。そのために、整地をして渡してくれ、その分、鉄骨を渡すといったところで、どうしてもちょっと利害関係がありそうには見えるんですけど町長、こちらは本当に利害関係なかったんでしょうか、教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 農業振興に役立てていただきたいという、相手方の強い要望ということでございまして、我々もそれは尊重したいというところぐらいしかございませんので、特に大きな利害関係等ございません。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） ありがとうございます。

昨年度からですね、この硬質プラスチックハウスの移転事業について、進められてきたものであります。

この中で解体に約1,400万円の随意契約、また建て込み造成の2,500万円、合わせて4,000万円の事業費が計上されているわけですが、この随意契約についての根拠を教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 随意契約でございしますが、随意契約が、若干以前の一般質問でも、おかしいのではないかというような御発言があったところでございますが、これにつきましては、地方自治法の施行令第167条の2第1項であれば、130万円までが随契の対象になりますという簡単な説明をしますとそういうことではございますが、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号でそれが該当します。130万円までという、これは、第1号から第9号までの規定がございします。

その中で、今回この随意契約にあたり、第2号の不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき、また、6号にも該当する部分がございます、これに関しましては、先行作物、前工事と後工事、これが建設の最初の建設を前工事といたしますと、この解体から移設、これが後の工事、これが一体の構造物の構築などを目的として、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になるなど、密接不可分の関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該、後工事というふうなところが該当してございますので、その判断のもとで、このような判断をしたところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 先ほどからありました。

一貫した工事をするために、同じ事業者との契約をしたといったところなのですが、こちら、違う業者に依頼することは出来なかったのでしょうか。

特に町内業者等、依頼できる業者があったのではないかと、疑義が残るのですが、その辺りについて町長の見解を求めます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 町内業者と島内業者、島内含まず県内業者等、ほかにも多々そういう業者さんはいらっしゃるのだろうというふうに思いますが、あくまでも建設、当時にその建設をされた業者さん、それが解体して、解体といますが、バックホーとかでガンガン壊しての解体ではなくて、組み外しとといいますか、分解とといいますか、それをして移設ということでしたので、当然、建築された方のほうが、そこら辺の流れ的なもの、それからまた、その部材が若干その業者さんが、制作されている部材を使わないといけない部分があるというふうに聞いておりましたので、そこら辺に関しては、移設後の組立ての際の効率性も、十分担保できるのではないかと判断をしたところでございます。以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今、なぜその事業者になったのかっていったところは分かったんですけど、先ほど地方自治法の167条の話がありました。

これ、中種子町の契約規則の24条ではですね、工事または製造の請負は130万円の上限が設けられているんですけど、こちらが適用されなかったのは、167条の1項に該当しないから適用されなかった、こういった認識でよろしいでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 中種子町の規則によりますと第24条、ここの、今議員おっしゃる、167条の2第1項、これに該当することの御質問かと思いますが、これはこの部分に関しては規則として、地方自治体で金額を定めることができるというふうになっておりますので、ここに関しては、規則により、金額を設定しておりますが、ほかの部分につきましては、167条の2第1項第1号から第9号の地方自治法に基づいて行っております。

あくまでも第1号に関しましては、その金額を地方自治体で決めることができるとなっておりますので、地方自治体で決めた金額を提示してあるというふうに御理解をいただければありがたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） ありがとうございます。

続いて2個目の質問に移らせていただきます。

2番の本移転事業と同等のハウスを新築した場合ですね、移転事業と、この予算の面です。比較した経費は、新築のほうがですね、耐用年数等を考えるといいとは思われるんですが、町長の見解をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 当然、新品のほうがいいというのは、私どもも判断をするところでございます。

ただし、新品でつくとになりますと、当時我々も、当然解体費用は出すんですが、ただで譲り受けるというところで、移設解体っていう費用というのはある程度かかるけど、新品で作ったらどうなのっていうような協議もしました。

そういった中でおおむね、その当時の試算でいきますと、1億円から、1億2,000万円程度かかるのではないかというふうなところで我々見積もったところでございます。

これはあくまでも、我々のほうでインターネットやそういったところでの調査をしたうえで、そんなに高い買い物ではないという判断をしたところでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今回、新築をするより、移転といったところでコスト面で抑えられるのではないかという、町長の見解であったんですが、これ、今現状でハウスの建築に関わる事業の各県や国等の補助制度があると思うんですが、こちら新築に関しては、恐らく補助制度が使えると思うんですが、こちらは使う意思はなかったのでしょうか、町長の見解をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） まず1点目が新築というよりも、建ってあるものを建て替えるということになりますので、こういう事業には国の事業というのは、あまり使えない部分だというふうに認識をしております。

新たに、ハウス団地をたくさん造るとか、そういったものであれば、事業を使ってやらないといけないところがございますが、そういったところも考えたのですが、交付率が半分以内ということで、例えば1億円かかるとすれば5,000万円、国から補助があるんじゃないのかっていうような御意見もございますが、今5,000万円丸々出る補助事業というのは、ほとんど見受けられない状況であり、また、生産性が向上されるという計画をしっかりと立てて、そして、なおかつその3年間、5年間なりの計画に対する実績を計上していかななくてはなりません。

こういった状況の中では、今、例えば、でん粉原料用カンショ、安納芋であったにしても、基腐病で、非常に停滞している状況でございますので、これが1割もしくは2割の向上、生産性の向上に結びつくかというところは、非常に疑問が残るところでございます。また、採択されるポイントというのが大変、最近は大変厳しくなっております。

そういったところで、採用の可能性というのが、非常に低い状況にあるという判断はしてございます。

確かに全てのものを新築で建てる場合は、そういった事業を使うことも、検討すべきだとは思いますが、仮にそうであったにしても、その事業採択の可

能性というのは、非常に、そんなに申請すれば通るというものではないということだけは御理解いただければと思います。

それと骨材は18年前の骨材でございますが、どぶ付けもしてございます。

なおかつ、それにかける硬質のビニール等に関しては新品がつくわけでございますので、そこまでを考慮しますと、新品同様とまではいきませんが、骨材の耐用年数等は、30年も、極端に言うとも、50年も、持ちようによっては可能性があるということ判断したところでございます。

フィルム自体は、メーカーサイドとしては30年ぐらいは丁寧に扱えばあるでしょう、また骨材に関しては、今既にJAのライスセンターや松原山にある鉄骨等は、もう30年を経過しているものもございます。

ですので緊急の受入れ、また、補修、そういったものにかかる、新たに作る分の経費、そういったものを考えますと、こちらのほうが有利であるというふうな判断をしたところでございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今の補助事業についてなのですが、基本的な考え方として、先ほどあったように生産性の向上であったりと、様々な条件をクリアしないと補助制度、これ自体が使えないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 作付面積の拡大であったり、そういったいろいろな要件をクリアしていかないといけないというのは現実でございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） こちらの事業については、今の答弁の中で、感じたところとしてはやはり、農家への迅速な対応といった、こういった観点から、今回、移設の事業をもともと立てたというような、こういった認識ですかね。

それとも何かほかに理由があって、この移設の事業をしたのか教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 当初の計画としては、水稻育苗のハウスが本当に老朽化していて、以前よりも、各議員から公社の水稻育苗ハウスのことについては、どう処置をしていくのかというような御意見も多々ございました。

農業振興のために使ってくださいというようなお話をいただいたときには、まず、農業公社のハウスの入れ替えに使えるんじゃないかというのがすぐ浮かび、すぐ現場に走って行って見たところでございます。

そういった中で、農業公社も理事会、評議員会等を通して、受入れサイドの予算等の検討もしていかなくてははいけませんので、そういったところで協議を進めていたところをJAの松原山のハウスの1つが強風により倒壊したというようなことで、農家の皆さんが困ったというようなところがありましたので、緊急にそこを切替えて、事務レベルで協議をしていたところでございます。

これはあくまでも、農業振興というのが目的であって、それ以外にはないというところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今回のこの硬プラハウスのことについて今ので、おおむね理解はしたつもりです。

続いて、通告書に従いまして2番の質問させていただきます。

子育て支援についてといったところなんです、私総務文教委員となりまして、先月ですね、岡山県の奈義町というところに行って、様々な子育て支援施策といったものを見させてもらいました。

その中で、一部思ったところがありましたので、こういった質問させていただきます。

現在、国の施策によってですね、3歳以上の保育料無償化が施行されています。

町としてですね、3歳未満の保育料無償化などのですね、子育て支援に対する施策については、考えていないのか、見解をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 子育て支援について、3歳未満の保育料の無償化などの施策という考えはないかということでございますが、3歳未満の保育料無償化の取り組みにつきましては令和元年10月から幼児教育保育の無償化により3歳以上の保育料、0歳から2歳児の住民税非課税世帯の子ども及び第3子以降の子どもの保育料無償化を既に実施をしているところでございます。

御質問につきましては、町単独で3歳未満の保育料無償化は考えていないかということでございますが、これは非課税世帯を問わず、全ての子どもたちの無償化をする考えはないかという御質問かと思えます。

0歳から2歳の場合、住民税非課税世帯を除いて基本的には所得に応じた保育料の負担が発生しているところでございます。

子育て世代にとって保育料の負担、これが家計に影響を及ぼすことも少なくないと思われ、保育料の軽減は、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、また、妊娠、出産を考える時期の子育て世帯の経済的な不安の解消につながることであるということは十分に認識をしてございます。

現在の施設、設備の状況や保育を行う人員体制などを考慮しながら、また、無償化による効果なども見極めながら、子育てしやすいまちづくりの推進が図れるように、しっかり検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 先ほどありましたように非課税世帯に対する無償化、こちら国の政策として、今現在行われているところであります。

しかしながらですね、町単独で今までそもそも全く検討すらもされていなかったのか、もしも検討していたのであれば、またその経緯等あれば教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 当然検討はしてございまして、金額まで、おおむね試算はしているところでございます。

ただ今、給食費の無償化、そういったものから取り組んでおります。

また、子育てをほかに支援する体制を再度検討し直して、本当に産み育てやすい環境、若い世代の人たちが結婚し、子育てをしやすいと思える環境というのは何なのかというのを、そういったところも含めて検討しているところでございます。当然その中の1つに、この保育料の完全無償化というの、協議の中には入っております。

段階としては、急々にちょっとというのは出来ないところでございますが、近いうちにそういったところも含めた、何が効果的で、何がそういう世代の人たちに喜んでもらえることなのかということ、しっかり考えていく必要があるの、だろうなというふうには考えています。

ただ支援策として子育て支援金みたいなものが果たして効果的なものなのかどうかということも、現実的なことをしっかり考えて、そういう世代の人たちの心を動かすような施策というものをやっぱりしっかり考えていく必要があるの、だろうなというふうには考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今、なかなか迅速にこういった無償化には出来ないということだったのですが、こちら、出来ない理由としては、財政面であるのか、もしくは保育施設の環境、ハード面であるのかそれとも人間、働き手の部分なのか、大きく問題、どういったところが迅速に出来ない理由になってくるのか。今の検討段階で、何かあれば教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 結局予算が絡んできますので、そこに関してその予算をどういうふうに使っていくのが効果的なのかということ、をしっかりと検証していかないといけないというような状況でございます。まずは、今、足りない部分を埋めていくという考え方の部分で、ほかに、先に急がないといけない部分がある、そういったところも含めながらしっかりと検討していきたいというふうには考えております。

こういったところ、この議員おっしゃるところに関しては、我々も取り組む必要があるという認識はございます。

ただ時期が、どの時期になるかということ、ははまだ断言できないところでございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） ありがとうございます。

こちらの先ほど1項の無償化のところについて、理解をいたしました。

続いてですね、2項目のところなのですが、今現状として、中種子町の施策としてなのですが、母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業、また、こちらですね、今年度ですね、来年度については、運営事業というふうな事業

がされております。

こういった子育ての世代に向けた、非常に手厚いサービス等を、行政サービスとして、していただくのは、非常にありがたいことだと思っているんですが、その中でですね、2項の質問に入ります。

子育て支援施設等の設立について積極的に取り組まれています、現行における職員の充足、その施設で働く方ですね、こういったものについては、現在足りているのか、見解をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 子育て支援に関する新設、設置の取組につきましては、施政方針でも述べさせていただきましたとおり、令和6年の4月から、子ども家庭センターを設置し、妊娠期からの切れ目ない支援、そして子育て支援策と、母子保健施策との連携を図りながら一体的な取り組みを行っていくこととしているところでございます。

現在本町におきましては、母子保健法に基づいた、妊産婦や乳幼児の保護者を支援する、町民保健課所管の子育て世代包括支援センターと、児童福祉法に基づいた虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する福祉環境課所管の子ども家庭総合支援拠点が併存しております。

この子育て世代包括支援センター、それと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、中央公民館1階の一部を改修しまして、交流スペースや相談室などを新たに設置した子ども家庭センターを令和6年4月開設に向けて準備を進めているところでございます。

子ども家庭センターでは、母子保健の相談などを担当する保健師等と、児童福祉に関する虐待対応や独り親家庭、引きこもりなどの相談などを担当する保育士などの専門職を配置をしまして、状況に応じた専門的な体制を整え、支援を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、支援が必要な家庭を把握するため、保健師などによる妊娠届から妊産婦健診、新生児訪問、乳幼児健診などの場も活用いたしますとともに、保健師、保育士などが一体となって、子どもやその家庭の支援方針を決定するなど、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な取り組みで、支援を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

現行の職員は、充足しているのかという御質問でございますが、6月議会でも、役場の採用試験受験状況の質問に対して答弁を行わせていただきました。

高校生や大学生など受験希望者も、大変少なくなっております。

十分な行政サービスを行うための人材確保が大変難しい状況にはなっております。

しかし、この母子保健及び児童福祉に関する相談業務など、専門的な知識を有する職員の配置が必須になる子ども家庭センターにつきましては、経験豊富な保健師や保育士など、各専門職を配置して、子どもの置かれた環境を的確にとらえた効果的な支援体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

また子ども家庭センターのみならず、職員一人ひとりが働きやすくやりがい  
が持てるよう、効果的、効率的な業務組織の構築及び適正な人員配置に努めな  
がら、あわせて、社会情勢の変化や多様化する町民ニーズに対応できるよう努  
めてまいりたいと思います。

これから先6月に開始予定である事業につきましても、体制としては、完全  
ではございませんが、充足というような判断をしているところでございます。  
以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今の答弁の中で、どうしてもまだまだ人材といいますが、  
勤務する職員の安定した確保が出来ていないというのは恐らく現状なのかな  
と思います。

先ほど、岡山県奈義町に行ってきたところなんですけど、こちらも似たような  
施設というのがあります。

その中で働く方については、機能的には大きく学童のようなイメージです。

あと預かり保育ですね、一時預かり等を行っているんですけど、ここの職員  
さんは、保育士の資格を持った方、あとそれとは別にですね、保護者のお母さ  
んだったり、こういった方が一緒になって当番制で子どもたちを見たりしてい  
ます。

それで、中種子町内においても、なかなか、保護者の協力を得るといのは、  
完全にできるかというとなかなか難しいとは思いますが、そういったところ、また違  
う角度からの人材の確保、こういったものは現状検討されているのでしょうか。  
教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 町内にも学童保育をさせていただいている施設もございま  
すが、そこにおいても、若干の人手不足というのは否めないというような情報  
は伺っております。

そういったところも含めて、本町の職員、会計年度任用職員等含めて、我々  
のところも非常に不足気味な状況の中ではございますが、今後、今議員おっし  
やるような、ボランティアで従事していただく方とか、そういったことも視野  
に入れながら、町のほうで進めるものに関しても、有資格者等の掘り起こしと  
いうのは必要なのだろうなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） ありがとうございます。

なかなかどうしても子どもを見る方という人材確保、非常に保育園、幼稚園  
でも難しいような現状ありますので、様々な角度から人材確保のことを検討し  
ていただければと思います。

続いて最後の質問をさせていただきます。

3項目の防災についてなんですけど、昨年度、自衛隊との共同での防災訓練、  
中種子町が行っています。

自衛隊、こちら航空自衛隊ですが、この防災訓練についての十分な成果が果たしてあったのか、あとまた本年度も自衛隊との共同訓練を行うのか、町長の見解をお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 昨年度初めて自衛隊との共同防災訓練を行わせていただきました。

地球温暖化の影響による大規模な自然災害が各地で毎年のように起きているところがございます。

6月の活発な梅雨前線の影響でございましたり、8月の台風6号の影響により、線状降水帯が発生したことで、九州各地にも大きな災害が発生したところ です。

本町でも大雨及び土砂災害警報が発令された6月、海水温が高いことや、台風を動かす偏西風の力が弱いために動きが遅く、長期間にわたり、強い大雨や暴風をもたらした台風6号の影響を受けたところがございます。

また近年は、南海トラフ地震などの大規模地震の発生、それに起因する津波災害なども想定する必要性もあり、町民に対する防災意識の高揚、災害対応力向上は特に、重要なものになっているというふうに思っております。

御質問の防災訓練でございますが、地域に応じた避難経路の確認、災害時のパニック状態の抑制、いざというときの手順の確認、自分と家族の命は自ら守る自助と、地域で助け合い、支え合う共助を実践し、あわせて、関係機関相互の連携強化による防災体制強化を目的として、この自衛隊はからんでおりませんが、毎年これまで訓練を実施しているところがございます。

昨年度は野間校区、旭町集落を対象に、大規模地震及び土砂災害を想定した訓練を実施し、これに関しましては、自衛隊との共同というような訓練になったところがございます。

これまでは、地域防災関係機関、消防分遣所、地区消防団、警察の参加により実施しておりましたが、種子島で自衛隊の訓練が行われた際に、大規模災害現場で救助支援活動を行っている自衛隊との共同訓練を相談させていただいたところ、自衛隊サイドから快諾をいただきまして、初めて航空自衛隊春日基地の隊員40名の参加のもと、共同訓練が実施されたところがございます。

自衛隊孤立地域の発生を想定した航空機による被災状況の確認であったり、ヘリ輸送、また炊き出しの提供、東日本大震災で活動を行った隊員による災害派遣などの講話など訓練を実施していただいたところがございます。

本町では幸いなことにこれまで自衛隊が出動するような、大規模自然災害の発生はございません。

自衛隊の活動そのものを見る機会はないわけですが、訓練を通じた自衛隊の活動を目の当たりに出来たこと、また東日本大震災での救助活動に直接従事した隊員の話聞くことが出来たこと、これは改めて、自衛隊の存在意識を感じる事が出来たのではないかとこのように思っているところがございます。

また、自衛隊と共同防災訓練を実施出来たこと、このことがまさに成果である部分じゃないかというふうに思うところでございます。

今後も、同じ中種子町内であっても、地域によって、事情が違ってきますので、地域に応じた訓練の実施はもちろん、自衛隊にも協力要請を引き続き行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

今年度の各地区での訓練につきましては、詳細の協議はこれからでございますが、地域や防災協力会などと、これまでの訓練を参考にした、より質の高い訓練ができるよう、連携を密にしながら取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

またこの自衛隊の訓練参加についても、今後協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今まで、自衛隊と共同での、こういった防災訓練をしたことがなかったというところで、改めて、一緒に訓練をして連携が初めてとれて成果はあったのではないかってことだったのですが、これ、今まで町が行ってきた防災訓練で、自衛隊以外の部分ですね、警察、消防、あともしくはDMATだったり、医療関連機関ですね、こういったものと連携した訓練自体は、実績はあるのでしょうか教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 警察との連携というのはあったというふうに記憶しておりますが、DMATとの連携というのは、ちょっと今までやってございませんので、そこら辺もまた視野に入れて検討していきたいと思っております。

中種子町で行っている種子島空港での訓練、これにはDMATが、数回参加して、トリアージをしっかりとて札をつけていくというような作業、そういった訓練とかもしていることがございますが、そういったのも、地域のそれぞれの訓練に協力をもらうような要請はしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） ありがとうございます。

今回自衛隊と共同訓練、これ航空自衛隊と行ったってことなんですけど、本来の災害派遣等の形であればほとんど派遣されるのは陸上自衛隊の隊員です。

また、この中種子町について、もし災害等有事が起きた際に、これ実は派遣される部隊というのは、もう既に決まっております。

これは警戒特別タイプとあって、それぞれ担当する部隊が中隊規模で設定をされています。

今現状においては、中種子町担当していただいているのが、鹿児島本土の国分駐屯地にあります第12普通科連隊第三中隊、こちらのほうが、担当してくれております。

また、本年度においては、地元の地籍等を図るために、種子島まで来て、訓

練等を実際にやったところであります。

ですので、可能であればですね、陸上自衛隊、もしくは海上自衛隊等々の3自衛隊、共同連携をした防災訓練、こういったものも今後検討していただけないでしょうか。

また、検討するような意識は、町長自身持ちでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 本町で何か、議員おっしゃいますように、こういう自然災害等有事があった場合に関しては、国分駐屯地、12連隊ですか。

そこが管轄になっているというふうな話は伺っております。

また議員は当然、自衛隊OBということでございますので、そういったところの情報交換であったり、自衛隊種子島連絡所との連携であったり、そういったところでは、議員の御指導も賜ればと思います。

可能性がある限りそういった、町民の命、安全を守るために、そういったところとも連携することは、とてもいいことだというふうに考えておりますので、相手方の状況があるわけでございますので、こっちが要望すれば、必ずできるというものではないとは思っておりますが、そういった要望というのは、しっかり続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） なかなか災害というものはいつ来るか分かりません。

来ないでくれと言ってこなければいいんでしょうけど、そんなことはないもので、もしものときの備えといったところで、自治体と国の関連機関等々、今後とも連携して、共同での防災訓練、これをまたさらに発展していければ、非常に町民の安心、安全の生活のために寄与できるのではないかと、私個人も個人的にも思っております。

また、またこういった自衛隊に関するところであれば、ある程度私の見解も、皆さんに共有できることあると思いますので、今後とも、また、こういった協議の場等あれば、言っていただければと思っております。

以上で今回の一般質問については終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（迫田秀三君） 次は、永瀆一則君に発言を許可いたします。

6番、永瀆一則君。

〔6番 永瀆一則君 登壇〕

○6番（永瀆一則君） 皆さん、おはようございます。

今日は、大勢の方に傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、町道横町3号線、これ耳慣れない町道であります、Aコープから横町線へ抜ける道の拡張について、伺わせていただきます。

この道路は、買い物あるいは葬式など、利用する人が結構多うございます。多いときは何台も重なっていきます。

現状は、幅員も狭く、離合が出来ないため、バックするか、あるいはまた、横町線から入る場合は、そこで停車して、通過を待つしかありません。

その際、後続車が非常に危ない。最も身近な生活道路であります。

ましてや、自衛隊宿舎ができたならば、なお一層、車の往来が多くなることは必至であります。

ほかにも、町民からの要望は多岐にわたっていると思いますが、これを優先して行くべきと考えるが、町長の見解を求めます。

あとは質問席から行います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 永濱議員の御質問にお答えいたします。

この町道横町3号線についての御質問でございますが、この道路の延長は約190メートル。幅員が4.4メートルから3.3メートル、非常に広くなったり、狭くなったりというような、広いといっても4.4メートルでございます。

Aコープ、今現在のルミエール熊毛ができた頃より、ここ当初は、私道でございます。これを利用し、往来され始めておりましたが、平成13年の12月12日に、周辺地域の方々の強い要望により、町道認定をされた道路でございます。

議員おっしゃるように、近年、県道沿いにドラッグストアであったり、コンビニエンスストアが開店したことにより、この道路を利用する車両というものは、増加しているというところはしっかり把握はしてございます。

拡張することにより、交通量がさらに増加することも、予想されるのではないかとということもございます。

また、いわゆる横町のほうが起点になるのか、Aコープ宝くじ売場のほうが起点になるのか、ちょっと分かりませんが、起点終点がそれぞれ国道及び県道との交差点となっております。

そういったところから、今は徐行しながら入っていただいているのが現状ではないかというふうに感じております。

確かに議員おっしゃるように、横町の町道のほうにつきましては、停滞する状況も見受けられるというのも、自分も感じているところでございますが、これが広がってしまうと、このAコープの出入り、駐車場からの出入り、ルミエールからの出入り、そういったこと、またそれから、今現時点でもルミエールからの出口、ここに関しては、お通夜、お葬式の際などは、時間帯的に買い物客との絡みで、非常に混雑するような状況が見受けられるところでございます。

J Aさんとの協議などもしっかり検討しながら、議員からの御意見があったということを伝えながら、改善できるところはまずないのかということを中心に推し進めながら、やる必要があるのかなというふうを考えているところでございます。ということでございますので、今現時点で、拡張するべきであるというふうな御意見でございますが、現時点で拡張するというふうには考えてはいないというふうにお伝えしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） 現時点では考えてないということです。

これは地元住民から聞いた話ですが、現在の町道に至るまでには、今町長からも説明がございました、大変な苦労があったと聞きます。

もともと個人所有の土地であったために、所有者から通行止めにあったり、また、住民は生活に大変な不便を強いられたそうです。

そこで地域住民その他、当時の農協組合長などは、中種子町に対し生活環境の整備を陳情したとあります。

昭和61年から平成10年までの期間に7回もの陳情を行っております。その末に、平成10年の9月議会で陳情を採択されております。

町長から様々な説明がございましたが、平成13年12月議会において町道横町3号線として、認定をされております。

この用地買収については、総額で1,020万円、その内訳は、町が500万円、農協が100万円、地元住民、これは何人いたか、ちょっと定かじやないですが、420万円で権利を取得するが、後に農協と地元は権利を放棄し、中種子町に、町道として譲ることになったと聞きました。

この平成13年、今から22年前の話ですが、ちょうど横町3号線と認定され、翌年の1月には、町は用地取得を行い、道路工事については検討中で、その頃から、幅5m道路構想の話はあったそうです。

その後、3,500万円ぐらいかけて、幅5m道路建設の予定であったが、予算がとれずに、結局、計画は頓挫したまま現在に至っておるということです。

当時の地域代表者に話を伺うことが出来ました。

そのときの青写真があるはずですが、ということでした。

地域住民は交換条件として、買収した土地の権利を放棄し、町に譲ることによって、幅5メートルの道を整備してもらはずが、いまだ出来ていない。そしてその後も役場からは、なしのつぶてであるということでした。

昨日私は、その現場へ行って幅5mのところを測量をしてあるところを確認をいたしました。

見たところ、住居の立ち退きは必要なく、土手を少々買収するだけで済みそうです。

地元住民の思いと、自衛隊官舎もできる今だからこそ、行動を起こすべきじゃないか、と私は、もう一度、町長にお尋ねをいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 交通規制をする、一方通行にする、そういったことも考えていけないといけない状況にあるのかなと思います。

これはただ単に道路が狭いから広げろっていう要望ではなくて、途中でAコープという商業施設があり、ルミエールという施設がございます。

これの出入りの絡みがございますので、当然地元の皆さんの今の声というのは、正直、その歴史の中での諸々というのは私も今初めてお伺いしたところで、

そういう歴史があったんだなあと、議員の御発言により理解をしたところでございます。

そういったところを考えますと、その地域で土地を提供してくださった皆様の思いというの、無下には出来ない。

しかし、ここが頻繁に、道を仮に拡幅することによって、スピードを出して交差点まで行く車、交差点から入ってきてスピード出してAコープまで行く車、いろんなこともございますので、そこら辺も踏まえながら、交通事情等も加味しながら、考えるべきものであって、先ほど来申し上げておりますように、現時点では考えておりませんというふうにお伝えしております。

この道路に関しましては、もう以前より私どもも、そういった話も伺っておりますところがございます。

しかし、先ほど申しましたように宝くじ売場のほうの出入り口、こういったものも含めて、JAとの協議なども当然、慎重にやっていく必要性もあると思います。

また警察との協議も必要になってくるのだろうなというふうに思います。

またAコープ西側から県道まで、約100mを建物にかけずに改良した場合、事業費の概算額は約5,000万円ぐらいになるのではないかなというような試算まではしているところでございます。

管理者がまだ、特定されていない部分がございますので、ここもございまして、ここもございまして、そういったものものの条件というのが多々ございます。

そういったところも含めながら検討する必要性がある。

そういったことと、議員おっしゃるように、自衛隊の隊舎でも出来たらますます混雑するのではないかなという御意見、それもごもつともでございます。

横町3号線ではございませんが、Aコープと相信との間のちょっと今、里道なのか何なのか、ちょっと把握はしてないんですが、あれが横町に抜ける砂利道がございます。

そういったところの改良なども視野に入れながら、より安全に、より効率的に車の行き来ができるような環境づくりというのは当然考えていけないことだというふうには、分かっておりますので、そこら辺の調査等もしながら、当然優先順位のある改良区間というのはそれぞれほかの場所にもあるわけございまして、そういったところも見据えながら、検討していく必要性があるなというふうには考えているところでございますので、現時点では、考えておりませんという答弁をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） 町長、これはぜひ検討していただきたいと思います。

これから、自衛隊93世帯、家族がどれだけくっついてくるか、それは分かりません。

それとですね、コンビニの向かう道側、あそこにも恐らくコンテナハウスが

できるんじゃないですか。もう結構な人になりますね。

これ想像してみてください。

誰がわざわざ県道を通っていく人は、あんまりいないんじゃないかなというふうに思います。

町長は先ほどの話で、一方通行にというような話もございました。これ、一方通行にしたら、横町線ですね、渋滞しますよ。

事故も起こりかねません。相当の車が、増えるんだろうなということは、想像できると思います。

ですから、これは、ぜひとも、前々から検討はされてあったんですよ、これ。幅員5mの道路が、そういうふうにこの地域の代表者からは、話を聞きました、昨日聞きました、話を。

その話が頓挫してから、そういう話は、役場からは全然ない。なしのつぶてということでありました。

想像してみても、私自身、恐ろしいような交通量になるんじゃないかなというふうに思います。

これはぜひ検討をしていただきたいと思います。

また、この沿道には、廃墟と化した家もあります。

このまま放置すると、通行車両や歩行者に危ないということは言うまでもないが、近所の方が憂慮しているのが、台風災害やたばこの投げ捨ても多く、それによる火事も怖いと言っておられます。

この廃墟については、後継者である子どもたちも、相続を放棄しているようでございます。

町としても、交通量も多いこの町道の安全管理をしっかりするべきじゃないかと思っております。

町長の見解を伺います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ちょっと人が住めないような状況になっている家というのが1軒ございます。

それは私も確認してございます。

議員おっしゃるように、たばこの投げ捨てなど、また、火災、台風など、その周辺にお住まいの方は相当心配をされておられるということも、認識しております。

この建物が、床面積71.72㎡ですが、空き家となって数十年が経過していると思われま。

建物の状態が大変悪くなってきているため、周辺住民の心配する声、これは以前より聞いているところでございます。

建物の所有者、これを調査したところ、亡くなっており、相続人がおりますが、この方々に連絡をとるものの返答がなく、苦慮しているところでございました。

住民からの情報提供をいただいたのが、平成30年頃でございます。それ以降

直ちに、空き家となっている建物についてという通知文を送付させていただいております。

空き家の老朽化が進んでおり、周辺住民から情報提供がございました。現状確認のうえ適切な対処をお願いいたします。

なお、担当者まで御連絡をくださいという依頼文を送っているところでございます。

固定資産税等についてその時点で、税務課のほうで確認をしたところ、交渉記録に、子ども3人とも、相続放棄をしているとの情報があったが、相続放棄に関する裁判所からの通知などが未確認ということでございました。

令和5年の6月に、相続人の1人よりやっと連絡がございました。

連絡の取れない人がまだいるため、この管理者の特定というところまでは至っていない、法的に、というような状況でございます。

このようなことから、管理者が特定しましたら、調整出来次第、建物の除却を含む、健全管理ができるように、対応をお願いしたいというふうに我々としても、平成30年からやっている手続きは進めているところでございます。

いかんせん、こちらから文書、電話連絡、いろいろなものがあっても、なかなか返答が来ないという状況は、これは我々の努力で改善できるものではない部分もございますが、そこら辺は気をつけながら、何度か電話をしたり、連絡を入れたり、郵送したりというようなことを対処してございますが、とにかくこの件につきましては今年6月に1人の方から御連絡をいただけたということが、我々にとっては吉報だったなというふうに感じております。

できる限り急ぎ、急いで調整していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） 管理者全員が揃わないと事務手続が出来ないということであります、それは分かります。

今年6月7日、改正空き家対策特措法が成立しました。所有者の責務がさらに強化されました。

この場合は、放棄していますから、どこに責任を問えばよいか。もちろん私も、皆さんも分からないと思います。

しかし、場所が場所だけに、いつかは、何とかしなくてはならないわけで、最終的には、行政代執行なるものも考えるべきじゃないかなというふうに思っております。

これからも諦めずに、行政としては、管理者全員が揃うような方向で努めていただきたいというふうに思っております。

大きな2番の質問に入らせていただきます。

観光交流推進事業について伺います。

私は、この件について、今年の6月議会において、町長の考える賑わいの創出や、観光交流人口の増大を目指し、そのことについて、具体的にどのような

構想をお持ちか質問をしました。

町長の答弁の中で、中種子町は、何もなく、観光資源にも乏しい町だとは一切思っておりませんと、強気で発言をされました。

ところが、今回の施政方針では、本町の観光資源は、他市町に比べ乏しく、島内観光ルートにおいても、滞在時間が短く、通過型になっていると言っておられます。

強気発言から一転して弱気発言、これは一体どういうことか伺います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 6月議会において、議員のほうからの質問に答えたところでございます。

前回の質問では、永濱議員から10数年ぶりに里帰りした友人から、中種子町は全くと言っていいほど変わり映えがしない、妻子に自慢するところが何ひとつないとの発言に、大変残念な思いをしたとの御発言がございました。

そのとき私はそうは思わない、残念ではたまらないとは思わないと発言をいたしまして、中山海岸の話をしながらか、中種子町は何もなく、観光資源にも乏しい町だなどとは一切思っておりません、と回答したところでございます。

また、その質問の後半において、永濱議員のほうから、私はよそからの観光客をターゲットとした、観光の目玉になる拠点、あるいは道の駅、あるいはそういうふうなものを出来ないかと私は聞いているわけですし、観光にどこかいったとしても飯も食えて温泉も入れてそういうふうなところをやっぱり選びますよね。

町長としては、現状維持でいくようなことを言っておられました。

町長、これは通告にはございませんが、もし観光客から中種子町のすばらしいところを案内してくださいと言われたらどこを紹介いたしますか。

議長が、町長答弁大丈夫ですか。

それは永濱議員通告外ですが、といったときに、永濱議員のほうで現在の中種子町観光するところ、頭の中にはあると思いますが、その中で主にどこらあたりの紹介したいと思えますか、町長の考えです。

町長、と議長から振られましたので、議員本人通告にはございませんと言っておられますので、通告外なので答えられませんと、議会のルールにのっとって答弁をさせていただきました。

そしたら永濱議員が、考えでいいですよ、もうそれだけ自信がないということでは恐らく、どうですか、私はそう判断しますというような御発言をなさいました。

結局、私が言いたいのは、後半で、このままでは中種子町の恥と、私の中ではですよ、このままでは中種子町の恥と言われても過言ではありませんという御発言がございました。

これに対して、私は、少なからずとも、観光振興に微力ながら頑張っている町民の皆様もいらっしゃること、それを念頭に、私は恥ずかしいとは思いませんというような思いも強く、伝えたいつもりでございます。

そういったことも含めて、タケノコの生えてる山であったり、中種子町の磯であったり、そういったところを本当に喜んでくれる人もいらっしゃる。

ただ、これは観光資源としては、皆さんは認識がないという判断を私はしておりますということでございまして、施政方針に入りますが、本町の観光資源、いわゆる観光施設というようなイメージで捉えていただければと思います、他市町に比べて乏しく、島内観光ルートにおいても、滞在時間が短く通過型となっていることから、観光に関連する産業の形成は小規模となっている現状ですと述べさせていただきました。

乏しいという言葉も、この施政方針の中で使ったことによって、議員が混乱された、混同されたこともあるかと思えます。

そこら辺につきましては、私の言葉の使い方が戸惑わせるような表現を使ってしまったということであれば、お詫びを申し上げたいと思います。

そういうことで、この違いというものは、そういう意味というふうに理解をしていただければというふうに思います。

同じ乏しいという、ニュアンスではなかったんですよということで、ここで再度説明をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） 町長は、6月議会のやりとりを、如実に表現されて、説明しましたが、その中でのやりとりの中で、私は確かに、今の中種子町の観光名所と言われる場所が何箇所かあります。

そこを今から自衛隊の交流人口、いろんな交流人口増えると思いますが、その中で観光客から、どこかいいところを紹介してと言われたとき、どこを紹介するかと聞いたわけですね。

あの時は私が通告外でということをもっと最初言ったものだから、そういうふうになったと思いますが、町長の答弁としては、全く、町長自分の視点で、物を言ってるように私には聞こえました。

観光客はみんなそうかと思えば、もちろんいいこともあるでしょう。中山海岸からロケット打ち上げも見える、景観もいい。

それはそれでいいと思いますが、観光客の目線になった考えじゃないですよ。

自分の目線で物を言ってる、そういうふうに私は受け取りました。

一貫性のない答弁、つまり現在、中種子町の観光名所と言われる場所に自信がない証拠だと私は思いました。

先ほど来、町長からありました、今、私が言おうとしてることは言われましたが、中種子町を代表する、通告になかったから、その答えなかったということでありました。

難しい答弁ではなく、臨機応変に、それぐらいはいいんじゃないかなと私は思ったわけですよ。

中種子町を代表するほかにどこにもない名所だったら、喜んでどこどこを紹

介しますと私だったら自信を持って言えます。

現在中種子町が観光地と称する場所が何か所かありますが、誰だって、初めての場所には、興味本位で行ってみたいと思いますよね。

しかし、残念ながら、私自身であっても、今の中種子町の観光地のリピーターになろうと思いません。

町長はどうか分かりませんが、なぜなら、そこに魅力と楽しみがないからです。

町長としては、既存施設の活用、民泊、スポーツ合宿等を通じて観光あるいは交流推進を図る考えであるが、それはそれで大いに結構であると思います。

しかしながら、我が中種子町は、町長も認めているとおりの通過型であります。

それはなぜなのか。考えずとも分かります、立ち寄る場所がないからです。実際中種子町民が、異口同音に、気軽に立ち寄れる場所がない。

家族総出、あるいはよそからの来客と買い物、食事など、楽しむ場所、きわめつけは、観光バスを停めるスペースがないなどの声が多い。

私が昨年6月議会で提唱しました道の駅構想は、これ絶対に考えるべきだと私は思っております。

蛇足になりますが、この道の駅の始まりは、つまり、コンセプトは、1990年、平成2年に、中国地域づくり交流シンポジウムにおいて、道路にも鉄道の駅のように、トイレがある駅があってもよいのではないかという、参加者からの声が始まりだったそうです。

この道の駅建設においては、国土交通省の認可までは幾つものステップがあります。

休憩機能、情報発信機能、地域連帯機能など、条件を多岐にわたりますが、やってみる価値はあると思います。

それはもちろん莫大な資金も必要であり、維持管理も大変なことは分かっております。

しかしながら、将来を展望すれば決してマイナスではない。地域活性化の一翼を担うこと間違いないと思います。

中種子町は種子島のど真ん中に位置し、地理的に見ても、絶好の場所であります。

我が町にも何か1つでも、自慢できる人の集まる空間を、ぜひつくりましょうよ。

ちなみに、町長も、南種子町のトンミー市場に行ったことがあるというふうに思いますが、今年の年間売上げ、いくらだったと思いますか。

町長、大体推測出来ますか。

昨年1年間の売上げ1億7,000万円ですよ。1か月あたり約1,400万円、1日あたり、50万弱の売上げがあるということでございます。

町施設の中で唯一黒字経営だそうです。

実際この売上げを聞いて私は度肝を抜かれましたが、約5日ほど前、朝の開

店時間帯に行ってみました。

なるほどと納得をいたしました。とにかく午前中は毎日と言っていいほど、大盛況だそうです。たまに観光バスも停まっています。

中種子町からも、野菜類の出品者、約10名、お菓子類、加工品の出品者、約15名いらっしゃるそうです。

地元外であるために、手数料は割高になるそうですが、しかし、あえて時間と燃料を費やしてまで、出品するという事は、何か、魅力があるからに違いありません。

中種子町にこういう空間があれば、皆さん出品するでしょう。

そうすることによって生産者と消費者の相乗効果も期待出来ます。

そこには交流人口も格段に増えると思っております。

大がかりな道の駅でなくても、物産館として販売所、食堂、休憩所、トイレ施設、駐車場完備と、兼ね備えた憩いの空間を完備すべきじゃないかというふうに私は思っておりますが、町長の見解を求めます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この質問に関しましては、昨年6月に永濱議員から全く同様な御質問があったところでございます。

そのときは観光客をターゲットとした道の駅の設置の件だったというふうに思います。

今回の質問は町民をターゲットにした施設の設置と捉えたほうがいいのか、観光客もあわせてということでもございました。

生産者と購入者、これに関しましては、中種子町内のいろんな会の中では、この道の駅みたいなもの、トンミー市場みたいなものをつくる考えはないかという御意見の方もいらっしゃるというのは認識してございます。

トンミー市場自体私も行ったこともございます。

確かに、新鮮なものが朝早く行くと、結構豊富にそろっているというのは、いいことだなあというふうに思いました。

また、墓参りに、時々行くのですが、ああいう墓に供える花とか、売っているので、便利だったりするなあというふうには思っています。

南種子町の場合は、今のところ町民が、生活に必要なものを買う場所というのが、非常に中種子に比べて、少ないというようなこともあり、町民の利用は多いというふうに聞いております。

そういったところもあわせて、1億7,000万円という金額の売上げってというのは、あってもおかしくないんだろうなというふうに考えております。

現状、中種子といたしましては、ユーザーニーズという観点から考えますと、通常の生活における購買に関する課題というのは、現時点ではそう大きくなくて、あとはもう生産者と、購入者との接点という観点からは、若干少ないのではないかということは私も感じております。

ただし、この生産者と購入者という観点からは、JAのAコープの中にも、わいわい市場でしたか、確か。ちょっと記憶が定かではないんですが、その中

で農協組合員だけのようでございますが、生産者が品物を並べているっていうような状況もございます。

ですのでここら辺も、JAさんあたりが、今あるJAの敷地の中に、ある程度広さを広げて、特産品を置けるような場所といたったのも考えていただけないかなというふうなことも、イメージはしているところでございます。

例えば新たにトンミー市場のようなものを仮に規模が小さくても、つくるにしても、トイレであったり、そういったもの、浄化槽をつくるだけでも、そういう規模であればもう1,000万2,000万3,000万という金額になっていくのだろうとそういうふうに思います。

そういったところも含めて、より効率的な考え方を進めていく必要性があるんだろうというふうに思います。

あと、観光の拠点としてのバスが停まるトイレ、そういったものは国道、県道、町道等を整備する中で、整備をしていく必要性があるのだろうというふうに考えております。

特にトイレ等は、中種子町で、国道、県道走っている間に大型バス、また大型のトラック、もしくは普通車でもいいんですが、ちょっとトイレに行きたいというときにちょっと見当たらないっていうのは確かに、我々も感じておりますので、そういったところは、観光という観点からも、整備を進めていく必要性はあるのだろうというふうに考えております。

特に西海岸のほうを走る道路等には、ほとんどトイレ等がございませんので、そういったところは整備の必要性があるんだろうなというふうに考えております。

あと、道の駅みたいなのをつくれということでございますが、これは本当私が町長になってからずっと、予算を相当つぎ込んできております、公共施設、我が町にはたくさんの立派な公共施設がございます。

そこに関して、維持、修繕、そういったものに相当な予算をつぎ込んでおります。

当然これは議会の皆さんの、議決をいただいて進めさせていただいているところでございますが、まずはそういったところの有効活用というのを、我々が考えるべきなのではないかなというふうに考えております。

観光っていうのがどういう観光というものでとらえるのか、議員おっしゃるように、温泉があつて、旅館があつて、おいしいものを朝晩食べれて、宴会も出来てという観光、これもございます。

ただ中種子町には、そういう民間の施設というのが少のうございます。

中種子町でスポーツ合宿をしても、南種子に泊まる、西之表に泊まるというような状況も見受けられます。

そういったところも含めて、民間主体による、観光ホテル等の建設等に関しても、いろんな出郷者を含めた資本家のもとへ尋ねて、そういうお願いもこれもずっとしてきておりますが、なかなか、それは思うようにいきません。

そういったことでございますので、民の力を、民間活力に協力をもらいなが

ら進めていく必要がある要素なのではないかなというふうに考えております。

そしてまた私が、例えば中山海岸の話であったり、タケノコの生えてる竹山の話であったりしましたが、これは確かに、それを観光の一環としてこうしますってのは、なかなか言いにくいところもあるのかもしれませんが、コアな観光客もいらっしゃいます。

またアニメの聖地であったり、そういったところの聖地巡礼というのは、いまだに続いております。

そういったところを我々、前回の議員からの質疑にもございまして、SNSでの発信とか、そういったところに努めながら、対応していきたいなというふうに考えております。

ブラッシュアップが必要っていうのもございます。

観光地に行く道路、そういったところも整備も必要であろうというふうに考えるところでございます。

あと、南種子は当然ロケット基地という大きな国の施設がございまして、これは打ち上げ時期以外にも、皆さん行って、あそこを見ると、本当に感動して、帰られる。

そしてまた今、施設内の見学も、予約さえすれば、バスで案内をしてくれるというようなサービスも行っておられるようでございますので、非常に観光バスでこられた皆さん方というのは、喜んで帰られているという要素はございます。

西之表のほうも、港町ということで、城下町ということで、旧赤尾木城であったり、いろんなそういう鉄砲館の中にある歴史のもの、そういったものを観光として進めながらやっているところでもあろうかと思えます。

我が町には、スポーツ施設、ほかの町にはない、県内でも有数のエアコンが効く体育館、文化ホール、そして陸上競技場、野球場などございます。

こういったところを、スポーツのまち、文化のまちというようなことで、観光振興に役立てるような施策も考えていく必要があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

議員おっしゃるように、温泉があつて、うまいもんが食べれて、酒が飲めて、宴会が出来てという施設もほしゅうございますが、これを町でというのはなかなかでございます。

そこまで望んでいるわけではないというふうに感じておりますので、道の駅というのも、南界のよっちえいけや南界朝市、これも基本2か月に1回ぐらいのペースで開催しており、早く行かないとあつという間にもものなくなる状況の盛況でございます。

8時過ぎに行くともうほとんど売り切れてないというような状況に何度も私も出くわしております。

また商工会の女性部などを中心とした会員で運営されているコアストリートというものもございます。

こういったものも、旭町通りの休憩所であったり、休憩施設であったり、特産品を若干展示したり、各種イベントの実施なども行っており、朝市なども、月に1回は開催されているようでございます。

そういったところにも目を向けながら、しっかり気を熟成させながら進めていくような観光振興であるべきなのではないかなというふうに考えているところでございます。

議員のおっしゃりたいところ、それで、生産者と購入者の流れというところは、私もそこは大事にすべき部分だろうなというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） 今町長の話ですが、中種子町には出品するとすれば、場所はいろいろあるということですが、だったらなぜわざわざ中種子町から燃料を使い、時間を使い、約25名の方が、出品されておるわけですが、何かトンミー市場のほうに魅力があったり、こっちのほうに何か決まりがあって、入れなかったりとか、いろいろ枠があったり、色々原因はあると思います。

町長の考えとしては、なぜ中種子町出品せずに、南種子町のほうに出品すると思われませんか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） そこまで私もちょっと調査・研究してございませんので、なんで、トンミー市場に出品して中種子のわいわい市場とか、南界、とにかく不定期、不定期と言ったらなんですが、トンミー市場の場合は毎日、そして先ほどお話をさせていただいたように、消費活動、消費者サイドに立ったときに、購入店舗が中種子の場合は多々ございます、少ないですが。

ただ南種子の場合は購入店舗がそう多くないということを経験したときに、出せば売れるっていう、その数の問題っていうのは、当然南種子町の場合はあるのではないかなというふうに、これはあくまでも私の主観でございますので、またこれ町長はそんな言ったけどって次の議会で言われても困るんですが、今議員がおっしゃる、何でかというのは調査はしてないので分かりませんが、多分、一般の町民、南種子町民の皆様が購入するっていうボリューム的には、毎日のように売れていく要素は、トンミー市場の場合はあるのだろうなというふうには、感じております。

これは本当かどうか分かりません。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） それはそれとして、とにかく道の駅、これは財政が苦しいから、恐らく考えられないというふうに私は理解をしました。

そしたら今財政が苦しくないところはないと思いますよ。

現在全国に登録されている道の駅は1,209、九州全体では137。

鹿児島県内22か所、隣の熊本県に至っては35か所、全国にこれだけあるから、

つくろうじゃないかというわけではなくて、今や道の駅は地元の名産品、観光資源を生かし、多くの人々を迎え、地域の雇用創出や経済の活性化、住民サービスの向上にも貢献し、地方創生の核として、その役割は非常に大きいというふうに伺っております。

またそのとおりだというふうに思います。

私6月議会でも申しました。町長、町政はもちろん石橋をたたいて渡ることも大事ですが、時には、攻めの町政、思い切った町政。こういうふうなのも必要じゃないかというふうに思います。

私、町長に、今年の6月議会の中で、町長に男気がもうちょっとあるかと思ったという話をしました。

それで町長の答弁、それに対する答弁は、男気じゃ町政は出来ませんよという話でした。

時には必要だと思いますよ。

かつての鎌田町長ですか。大きな運動場作りましたよね、巨額のお金をはたいて。

ああいうね、やっぱり攻めの行政、ぜひ、町長にも、やっていただきたいなというふうに、申し上げたい。

あと、時間もありませんが、3番目の物価高騰対策について。

1番目の質問は、町長も考えているらしいですから、これ1番目は省きまして、2番目、石油、燃油価格相当上がっております。

昨日から6円下がったものの、現在201円です。国も助成をしておりますが、全くの焼き石に水であります。

離島ならではの宿命とはいえ、非常に厳しい状況であります。生活に欠かせない必需品であります。

公平公正な税の使い方として、燃油価格に、町独自の支援策を講じるべきではないかというふうに思いますが、町長の見解をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 燃油高騰に特化した御質問なのだろうというふうに思いますが、燃油のみならず、ほかの様々な物価というのは徐々に上昇してきております。

特に種子島の場合は、ガソリンが200円を超えるというような状況になっております。

国において電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援給付金などが、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円が支給されております。

本町においても9月8日時点で、1,291世帯、3,873万円が支給されておるところでございます。

議員が先ほどおっしゃるように、農業関連につきましては昨年度に引き続き農業資材価格高騰支援事業を計画しており、今議会で、補正予算にて提案をさせていただこうというふうに思っているところでございます。

燃油に関してですが、9月末までの国の石油各社に対する補助金の導入とい

うのを9月末までとしておりましたが、12月まで補助するという予定になっている。

閣議決定したかどうかちょっと分かりませんが、予定というふうでございまして、若干これから値下がりの方で動くのではないかなというふうに期待しているところでございます。

これは比率、原油価格との問題もございしますが、少なからずとも、今の200円を超える金額は下がってくるのだらうなというふうに思います。

また例えば、この補助が続いたとしても、ガソリンで例えますと、今度は175円になりましたというような報道がされますが、種子島の場合はやっぱりそれが190円だったりします。

こういったのをいろいろ考えましたときに、これは、私の主観なのですが、喜入石油備蓄基地、志布志の石油備蓄基地、鹿児島県には2箇所の大きな石油備蓄基地がございまして。

ここは原油を備蓄しているわけですが、これを大分、それから、広島の製油所に持って行って、ガソリンとしてでき上がったものを今度はまた船で運んできます。

それをまた離島に運んできますということで、そういったところの運賃というのが高くなるんだらうなということも、考えたりするところですが、できれば、鹿児島に、製油所つくってもらえるようなお願いをするべきなんだらうと。

あと、離島の本土との格差、燃料代の格差というのを我々は、国に対して強く要望していく必要があるというふうに考えてございます。すみません、長くしゃべりました、申し訳ないです。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） 町長、これはもうぜひ、これ皆さん使うものですから、公正公平な、税の使い方としては、私はいんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

結局、町長、このことに対しては、答弁は、考えられないということですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 税の公平性という観点から、町民の皆様から、例えば農業支援、子育て支援、いろんなことをやります、給食費の無償化、そういったこともやります、やっています。

そしたら、サラリーマンで子どもがいない世帯の方が、どめーには何もなかとってという声があります。

そういったところも含めて、これからまた検討しながら、予算化していく必要があるのだらうなというふうには考えているところでございます。

税の公平性というのは、非課税世帯の問題、課税世帯の問題、そこをどういうふうに対処していくのか、どういうふうな考えで非課税世帯を持っていくのか、課税世帯に対してはどういうことをするのか、相互扶助の精神からこの非課税世帯というのが出てきているわけでございますので、対策が。

なので、そこも含めたときに、私たちには何もないのっていう声をたまに聞きます。

ですので、そういったところも判断材料としては、必要なものになっていくんだらうなというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） このことは、ぜひ検討していただきたいなというふうに思っています。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（迫田秀三君） ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね13時15分からといたします。

-----○-----

休憩 午前11時36分

再開 午後01時08分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、秋田澄徳君に発言を許可いたします。

3番、秋田澄徳君。

〔3番 秋田澄徳君 登壇〕

○3番（秋田澄徳君） こんにちは、秋田でございます。

通告に従いまして、質問を始めさせていただきます。

まず、1番目の質問ですけれども、午前中の質問にもありましたが、硬プラハウスの移転改築工事について、これについて質問をさせていただきます。

まずこの工事の施工場所選定の進捗状況を示されたいという質問なのですが、昨年度、西之表市の現和地区に設置されておりました、民有の硬プラハウス、これを譲受するために、4年度予算、約1,400万円の単独経費を投じて、解体、移設工事として、宮崎県の業者と1社の見積り契約、いわゆる随意契約を締結して施行し、その骨材を、町有地、松原山の剪定木等集積場の奥に移送して、仮置きをしている状況であります。

そして今年度は、移設工事を実施する予算として、農業振興基金も含めた繰入れをして、およそ2,500万円の単独工事費を計上しております。

その後の移設先について、まず、6月議会からの質問からの続きになってきますけれども、その移設先については、担当課から松原山にあるJAの育苗ハウス跡地を予定していると説明を受けておりました。

いまだ工事に至っていない、工事が執行されていないという状況ではないかと察しているところであります。

この工事の施工場所の選定について、どのような運びになっているのか。その進捗状況を示していただきたいと思っております。

あとの質問につきましては、質問席からとさせていただきます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 秋田議員の硬プラハウスの移転改築工事についての、施工場所選定の進捗状況を示されたいという御質問でございますが、先ほどの大町田議員の御質問に重なる部分もあろうと思います。

また一部省略をさせていただくことになろうかと思いますが、令和5年の1月、例年になく強風、寒波により松原山のJA育苗施設のビニールハウスなどが被害を受けておりました。育苗中のさつまいも苗床に影響が生じ、から床用苗の生産供給が出来なくなる事態が発生し、申込み農家さんへの苗供給が1ヶ月以上ストップし、結果、本ほ定植用の苗のみの供給となり、作付けに大きく影響が出たというふうに伺っておるところでございます。

JA育苗施設のこのような事態を受けまして、本町といたしましても、農業振興を図るべく、令和5年の4月に担当者レベルで、被害を受けたJA育苗ハウスの代替として、JAと事務レベルで協議に入ったところでございます。

その後、6月、8月と事務レベルでの協議を重ね、最終的な詰めの段階に入っている状況でございます。

また確実な場所については、JAサイドも設置場所を検討するというところでございますので、近日中に最終的な段階でございますので、JAサイドのほうから示されることと思っております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 今、町長の答弁にありましたが、JAのハウスの被害は、5月の強風という認識でよろしいのでしょうか。

そういうところを踏まえてということですが、その前に場所の選定に当たっては、農業公社の育苗ハウス、この話も出てまいりました。

聞いておりますと、町長の話が、一、二転しているというふうに感じるんですけれども、JAと協議がなされているというところですが、私どもの調査では、JAのほうでは、町からの正式な申入れもないと、話もないというふうに伺っておりますが、そういう中で、近々に、場所の選定も含めて、JAから話があるという、今の答弁ですが、そういう解釈になるのでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 事務レベルで、ある程度協議を煮詰めた中で、行政サイドとして、硬プラハウスを貸与といいますか、農協へ貸し付けるというようなイメージを持っていただければありがたいのですが、アンダーで、事務レベルで協議をして、最終的な詰めの協議をした中で、最終的なやりとりというのをしっかり決めていかないといけません。

それができ上がった時点で我々としては、町から農協のほうに、JAのほうに、そういう要請書を提出してございます。

それが出た時点で、J Aの経営会議と内部での大きな会議に諮っていくという順番でございますので、そこに至るまでは、しっかりとそこら辺の協議を事務レベルで進めてきております。

ただ、農協はまだ、町からそういう文書をもらっていないというのは、こちらが出しておりませんので、協議が整っていないということでございましたので、出しておりませんでした。もう協議が整っておりますので、町のほうからそういう文書を提出させていただいております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 移設の工事については、去年の3月の末に完成してるわけですね。それから、もう9月です。

その前に、私は計画性がなかったなというふうに感じております。

6月の話の中でも、育苗ハウスという、それにとどめておりましたけれども、やっぱり、こういう大金を投じて、ことをやるのであればですね、当初予算のときから、補正予算になっちゃいましたけど、そのときから、しっかりとした計画がなければ、議会にも提案出来ないですよ。

予算を計上する、そういう段階では、9割方の話が出来ていても、それはおかしくないと思いますよ。

どうですか町長、見解は。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 予算の計上の仕方というものが、例えば、町単独で何かの町独自の何かをやっていく、例えば、道路の補修をやっていく、発注する。そういったところで、予算として計上して、基本計上しておかないと、協議が出来ない部分があるというところもあるというのは議員当然分かっていると思います。

だからこの予算が仮に、協議が整わず、執行されなければ、減の予算を立て込むことになる、年度内に。出来なければ、減の予算を計上することになるかどうかと思います。

我々が譲り受けた時点で、最初農業公社のハウスが、もう古いものがほとんどだという中で1番古いやつのところを持っていけば、農家のためになるという判断をした、それで譲り受けたというのは、これ事実ですので、それから、協議を進めていく中で、当然、先ほども申しましたように、農業公社も、当然幹事会があって、理事会があって評議委員会があるわけですが、そこでしっかり、その後の受入れ後の対応をどうすればいいのかということ協議する必要があります。

ですので、当然当初予算で計上しなかったという理由はもう議員は分かると思いますが、継続だったので、当初予算で計上してもよかったんでしょうけども、議員構成も変わる。

そういった中では、当然、義務的経費のみを3月の議会で、令和5年度の予算として提出をさせていただく、これは、選挙のある年は、当然、新規事業、

関連があったにしても、新たな予算っていうのを組むという場合は6月の補正に回していくのが基本ではないかというふうに思います。

解体が1月に終わっております。

1月に終わったので、何で当初で上げなかったのかっていう声もあろうかと思いますが、我々は、議会構成も変わっていく可能性がある中で、新規という考え方で6月の補正予算に計上させていただきました。

6月の補正予算を計上する時点でも、事務レベルでは協議をしておりましたが、最終的に相手方の議決機関に話を持っていくまでの協議が、すり合わせが上手に出来ていなかったのかもしれませんが、そこまでちょっと時間が、いろいろ諸事情がございまして、時間がかかったということは、前回の答弁でも説明をさせていただいております。

ですが、一月、二月は遅れているのかもしれませんが、極端に遅れているというふうな認識はないというふうに判断をしているところです。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 補正予算で上げたという話を色々されましたけれども、骨格予算であっても、財政のほうは、1年全体の予算を要求するように、まずはですね、そういうふうになっております。

それは町長も御存じのとおりですから、骨格予算を組んだとしても、前段で、当初予算の計上のときには、年間の予算を提出しなさいということになってるんですよね。

そういう中でも、出たのか、出たないのか私は確認出来ないんですけど、そういう流れの中でやっているのが本筋だと思います。

なぜですね、こんなに時間がかかったのか。

今説明がありましたけれども、こういう事件は、担当者も、即JAとの協議を始めるのが普通でしょ。

諸事情があったと言われますけれども、どういう事情があったのか分かりませんが、やっぱり、この事件については、町民も、非常に興味を持っておられます。

ですから、町長の説明責任として、しっかり説明を果たしていくということは必要だと思います。

それから、今日の午前中の質問の中で、これまで出てなかった話が出ましたけれども、今回譲受した硬プラハウスの持ち主の方が、中種子町の農業の振興のために使ってくださいと申し出てきたというお話がありました。

これまでは、そういうことは、一言もなかったんですけども、ここに来てそういう話が出たということは、私どもとしては、それって早く前の6月でも、なぜ話をされなかったのか。

経緯について、池山議員も質問されたこともありましたけれども、そのところで幹部、担当課、現地に赴いたという話でしたけれども、なぜ今になって今日のような御発言が出たのか。

その詳細を教えてくださいませんか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 前回の質問の中では、契約の方法についての厳しい御質問がございました。

私が話す時間の中では、そういう機会もございませんでしたし、議員も予算書を見た時点で、私のところに、これどういうことなのというような御相談も正直ございませんでしたし、実際、我々のところに来てもらったり、副町長なり、来てもらえれば、そこらについては、説明をするつもりでございましたが、勢い的にどうだったでしょうか。

当時の質問の流れとして、地方自治法違反である、令和の蛮行である、このような発言を議員はなさっていらっしゃいました。

私どもはちょっとびっくりしました。

議員が現職在職中も、この130万を超える地方自治法による随意契約というのはたくさんあったというふうに認識しておりますし、議員にかかわらず、職員も首をひねった状態で、私もびっくりしました。

そういった中でしたので、そこら辺の丁寧な説明が足りなかった、町民の皆様に対して。

私が、そのときには、対議員の話になってしまったというのが、私の不徳のいたすところなのですが、このように傍聴席にもたくさんお見えになっています。

そしてまた、ユーチューブでも配信をされています。

そういった中で、私はそこで丁寧に落ちついて説明をするべきだったなというふうには感じておりますが、当初、最初の大町田議員の質問の中で、我々もしっかりそこは、提供者の思いというのも、議員の皆様、そしてまた町民の皆様さんにも汲んでいただきたい、それも大事なことだよねということで今回話の中ででしたけども、そういったことも理解いただきたいというふうなことで、特に、今になってということではなく、当初からそういう相談があったということだけは御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） なかなか町長の話がうまいんでね。

ですけども、自治法の施行令の話ですけれども、私も130万円の話をしました。

それで、町が採用したのは、167条の2第1項第2号ですね、契約は。

それと今日、町長は、6号についても触れましたけれども、この6号については、競争入札に付することが不利と認められるときというふうになっております。

6号の説明の中で、前段の工事、後段の工事というふうな話をされましたが、我々の認識では、築28年と聞いておりますけれども、町長は18年とおっしゃいましたね。

それで、前段の工事が、例えば町長の18年にしても、18年前の工事が前段の工事で、後段の工事に続いて、それを認める。この6号の条項を使うということは、ちょっとそれは厳しいと思うんですね、私はね。

とある市町の、ガイドラインですけれども、第6号、競争入札に付することが不利と認められるときのガイドラインです。

同一構内において、隣接地は含まない工事を施工中、当初、想定していない事由により、他の工事を必要とするに至った場合などで、これを同一請負人に施工させることが、有利であると認められる場合となっております。

この内容からして、100歩譲っても、同一構内は合ってますよね。工事を施工中、これは合っていないと思います。

ですので、6条は厳しいんじゃないでしょうか。

中種子町のガイドラインがあれば、新しいのがあれば示していただければありがたいですけれども。

ですから、2号を使って、この次の質問になりますけどね。

2号を使って、随契をされたということですから、これも解釈なんですよ。

それと私も現職中には、町長おっしゃるように、随意契約はいくつもやりました。

130万を超える部分についてもやっております。

それは、適切な妥当な理由があったからです。あつたと判断して、お伺いを立てて、そういう工事にしても、物品の購入にしても、それはやっております。

だから適正な判断が求められるんですね、これ。

やはり1社との契約においては、何が起きるか分からない、そういうのを予防しなければいけないので、そういう意味からして、地方自治法の167条の例については、町がしっかりやんなさいよというふうに、そういう前段の戒めといたしましょうか、前段の注意項目、そういう意味で1項があつて、あと2項以降は、適正、適切な判断のもとに執行されるべきであるというふうに考えております。

ですから、町長がおっしゃった、現職中の随意契約につきましては、そういう判断をして行っております。

ですから、今回のこの事件とは性質が違いますよね。

そう思います。いかがでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 地方自治法第2項を適用ということで、随契をいたしました。

結局、解体・移設、そしてまた新設に関しては、前者と後者という考え方も出来ますよねっていう話で答弁をさせていただきました。

なので、議員は、私はこういう根拠があつて、地方自治法を守って、130万を超える随意契約は私もしましたと今御発言をなされましたが、前回の一般質問で、130万円以上は条例違反だという発言もなされました。

重ねて、令和の蛮行であり、町長が職員に厳しく言って、職員は泣きながら、

印鑑を押して、しているんだという発言もなされました。一切ございません。

中種子町の職員は、非常にこの財政問題では厳しい、議員も御存じだと思いますが、無駄を省け、無駄を省け、というような思いで、我々が、これ出来ないのと言っても、それは税の公平性、出来ませんということはっきり言う職員です。

そういった中で、泣きながら印鑑を押すということは、私が気づいてないだけなのかもしれませんが、私の知る範囲ではないというふうに思っております。

だからそういったのは、こう言った、ああ言ったということになるろうかと思いますが、そういったことではなくて、建てた業者さんが、解体をして、また新たに建て込むってということが、資機材の丁寧な剥がし方、とり方、建てた者の責任というのもあります。

それは18年前だったにしても、建てた者としての施工のプライドもあるでしょうし、それを解体して、また移設のときにはこうだというようなことがあるのだろうというふうなことも踏まえ、そしてまた部材についてはメーカーではないという話だったんですが、私としてはメーカーと思っているので、お答えさせていただきますけど、その部材等を製作、アルミ素材に関しては、その業者さんが製作をしておりますので、そういったところの安価な購入、そういったのも可能ということと判断をしての随意契約でございますので、当然この建て込みにはしては、予算は計上しております。

予算も議決をいただきました。

執行に関しては、そのような方向で進めますよということはこの前の答弁でさせていただきました。

ですので、その中身の見積りを見せるといってもこれは情報の漏えいになりますので、我々は見せられない。隠しているわけでも何でもない。

ただ予算を計上していますので、ある程度の金額は、分かるのだろうというふうには思います。

ですので、ここに関しては、先ほど来話をさせていただいているとおり、そのような方向で、秋田議員が、我々はちゃんと決まりにのっとって、随契をしたんだってというふうな自信を持って随契をしています。130万を超える金額でも。

私どもも、執行サイドとして、自信を持って、随契をするのであれば随契をするべきであるというふうには考えているところでございます。

なので、町長の考え方、執行部の考え方は、おかしいとおっしゃることもあるかもしれませんが、我々はこれで問題ないという判断をしたというふうに御理解をいただければと思います。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 私は、泣きながら印鑑を押しているという表現をしてはいないと思うんですけども、議事録を見ても分かりませんが、そこまでの発言はしていないと思ってはいるんですけどね。

町長が、建て込みをされた業者が、業者もプライドを持って、ちゃんと解体

工事もするだろうと、建て込みについてもという、そういうニュアンスの発想は、担当者がされたのか、町長がされたのか。

それをお尋ねします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現地に行った人間を含めて、庁舎内で協議をして、私が、こうだからこうしろじゃなくて、みんなで協議をした中で、そっちの方が安心だし、そっちの方が部材の加工、そういったものもいいし、特殊性と言ったらなんですが、そういったところを随契等に考えることが大事。

まずは解体に関しては、解体は安くできると思います。ただ壊すだけならば。

バックホーを持って行って、がらがらがん引き落として、それを、トラックに積んで、金属類を扱う業者さんとかに引き取ってもらうために、ダンプに乗っけて走るっていうのであれば、そんなにお金はかからないと思います。

ただ部材もそんなに小さい物ではないので、やはり1つ1つ外すとすると、トラッククレーンであったりとか、クレーンであったりとか、そういったものも使いながらの作業になろうかと思います。

そういったところも含めて、丁寧に取り外してもらう、そしてまた可能な限り、利用可能な部材は利用してもらう。

そういう観点から、1つの建設した業者さんで解体してもらって、その解体した業者さんに建て込んでもらうのが1番安全で効率的なんだろうなというふうに判断をみんなで、農林水産課の職員含め、副町長含め、私も含め、そういった協議をした中で決めたところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 話は分かりました。

解体工事、それについては、仕様書と図面と特記がしっかりあれば、中種子町の土木建築業者でも、それは出来ますよ。

これ再利用するんだからという、しっかりした明記があれば、それをバックホーで、寄せ集めたり、そういうことをする業者はおりませんよ。

次の質問させていただきます。

さきほどから出ているんですが、さきの6月議会で、この工事は、その特殊性から解体業者、つまり宮崎県の業者に随契で発注すると述べられております。

これは今年度の工事のことですね。

その特殊性についてですね、担当職員にも尋ねさせていただきました。

そうしたところ、プラスチック板を敷設するときに使う、抑え材が特殊であるというふうな回答いただいております。

これまで町長が述べられておる、この特殊性について町長の見解をお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） アルミ素材の部品、これがそのメーカーさんと私は言いますが、アルミ素材の部品が製造されておるようでございます。

再利用のため、再建築まで見据えて業者を選定というふうな考え方をいたしたときに、町といたしましては、議員おっしゃるように、地元の建設業者でも解体はできるんだというようなこともございました。

ただ、それが必要なもの、必要でないもの、区分け、見分け、そういったことというのが、やはり、そういったところを建設した業者さんになるのではないのかというような判断をしているところでございます。

部材の悪い点、そういったものについては、そこを建てたところが見るのが1番的確なのかなというふうな判断をしているところでございます。

これ新品ではなくて、当然、硬質のビニールハウスでございますので、ビニール自体は新品、先ほども説明をさせていただきましたが、骨材に関しましては、可能な限り再利用できるようなことということで考えておりますので、そこに不足する部材、それを追加して発注するいろんなことというのが、一連の流れの中でできるということが、1つの特殊性というふうな認識で私はおりますし、その部材のみならず、建築した業者さんが、建築したものを解体するっていうのは、そういう意味では特殊性になるんだろうなというふうには考えております。

そこは、議員は、いや違うっていうこともあろうかもしれませんが、我々はそういったところの協議をさせていただいて、そのような方向で進めさせていただこうというふうに思っているところでございます。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 部材の特性と言いますけれども、あまりこれに時間とおられないんですが、今回の設置工事に係る特殊な部材、これは直接工事費の何割にあたりますか。

分かれば教えていただきたい。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ある程度の部材は持ち込んでいると思いますが、解体時にどうしても再利用出来ない部材、そういったものが多々出て聞いておりますので、その金額、数量的なものっていうのは最後建てこんだときに数量というのがしっかり見えてくるのだらうなというふうには思うのですが、部材の金額までは私も現在、今の時点では把握しておりませんので、ちょっとそこらについての言及は、また後で何か間違った発言があつてはいけないので、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 事前にね、担当者にでも、何割ぐらいかというふうに私もお尋ねすればよかったかもしれませんが、工事を執行するために準備しているんですから、そのところはもう既にこういう質問が6月からやってるのでしっかり設計書の中身は、町長じゃないですよ。担当課長は、分かっていると思うんですけれども。

普通の随契をするときは、攻めというかアンダーラインが5割、そして一般論でいうものに対抗するためには、7割から8割というところですね。我々は

そういうふうに認識しております。

ですから、それはまた次回、改めてお尋ねするとします。

次の質問ですけれども、この工事に今回、2,500万円ほどかけていきますけれども、単独の予算ですよ。これを投じるのであれば、中種子町の事業者、実績は、硬プラハウスで、県営の農業農村整備事業で、施工実績と指名実績、これがある事業者さんが、中種子町内には結構おられます。

こういう方々に対して、建設工事の受注機会を確保してやる、そのために、今回の工事を執行するにはですね、指名競争入札で執行していただきたいというふうに思っているのですが、町長はどのようにお考えですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 予算を無事、可決をしていただいておりますので、そこから辺は慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 慎重に考えていくという町長が答弁されましたので、非常に先に期待が持てるかなというふうに思ったところです。

次に、2番目の質問ですけれども、がらっと変わりますけど、町の景観形成及び行楽、スポーツ環境整備について、これについてお尋ねをいたします。

町長の答弁については、手短にお願いしますね。もう19分しかないです。2時間ぐらい欲しいところですけど。

町民の皆さんの季節感を醸しだし、かつ地域の景観形成と行楽スポットの1つとして、ちょうど広ヶ野中之町線、新光糖業前から郡原の交差点、この区間付近ですけれども、約7kmあります。

この路傍帯に桜を植栽して、さくら街道として整備し、また、沿線適所に、花見ができる行楽憩いの場とサッカーなど各種スポーツのサブグラウンドとしての機能を持ち合わせた、全面芝張りの大型多目的広場を創設する考えはないか。

これを伺います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） さくら街道、すごく季節になれば、観光客も、観光客はどうか知らないが、島内でも見に来る人もいるのかなと思います。

また行楽の憩いの場とサッカーなどのサブグラウンドということもいいことだと思います。

ただ、現時点では創設する考えはございません。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 現時点ではないと。

私もこの道路を何回か走ってみましたが、植栽できる場所としては、大体沿線の7割ぐらいかというふうに感じております。

桜の植栽をした場合、往復10メートル間隔で植えたときに、1千本という試算を出しております。

これ専門家に聞いたところ、桜は成長がはやいから、10m間隔で植えるんだというふうな話をいただいたところでした。

この道路というのは、皆さん、今は町道というふうに認識されておりますけれども、かつて農林省の農道整備事業の一環で、広域営農団地農道整備事業、中種子地区、これで作られた道路です。

国道の広野から、新光糖業前まで、10.5kmあります。延々とかつての先輩方が、努力をされてつくり上げた道です。

そういうこともあり、また、地形的に風が当たりにくい、そこも考慮して、この場所を選定したところでした。

それから、多目的広場ですけれども、ここでは、それぞれ本町の町民もですけれども、両町の町民、市民も、多目的広場、ここを大きな桜の見どころにつくり上げて、そこに人が集う、そういうのをイメージして、最終的に町がデザインをするときに、コンセプトが出来やすいように、事業課がいくつもの事業を使ってもできるような、そういうふうなコンセプトがあれば、しっかりとした計画が出来ていくのではないかとというふうなことからこの提案をしたところでした。

大変申し訳ないんですけども、まだ、このさくら街道について、色々お話ししたいんですけども、今のところはなくても、将来は、やはり考えていくべきではないかと思えます。

特に、この沿線適所に多目的広場、これをつくることは、今、中種子町が、一生懸命やってるスポーツ合宿、これのサブグラウンドとして、その機能を使わせるということは、これからの交流人口を増大するにあたって、非常に大事なことだと思えます。

先ほど永濱議員の質問にもありましたけれども、ここを1つの観光の目玉として開発していく。そういう気運を盛り上げていただきたいというふうに思っているところです。

次に、3番目の地域新エネルギービジョンに基づくバイオマスエネルギーの活用について、これについて質問させていただきます。

皆さん御存じのとおり、地球温暖化が始まって、数十年が経っておりますけれども、地球は、今から46億年前に誕生して、その後40億年頃に最初の海が作られました。そこから生物が発生して、これまで延々と地球上に空気を、酸素をですね、生物に送っていただいて、今の地球があります。

それを人類は、産業革命、1850年以来ですけれども、たった150年で地球温暖化、これを引き起してしまいました。

今既に世界的な関心事である、温暖化防止対策として、再生可能エネルギー、そして、地域にある新エネルギーの導入促進が、公共団体の重要な政策課題となっております。

最近ではSDGs、そして町のゼロカーボンシティの実現など、地球環境に配慮しつつ、地域一体となった、循環型社会の形成が求められております。

そして私たちはもとより、次の世代を担う子どもたちに、美しく、豊かな地

域の環境を引き継ぐことが最も大切なことであり、私たちの使命であると考えております。

そのためには、町が策定しているタウン構想、そしてエネルギービジョン、これの導入スケジュールに基づいて、できることから着実に実行することが求められているのではないかと、こういうふうに思っております。

バイオマスエネルギーの導入については、やはり、実証実験などが必要で、スケジュールとは、非常に、単純に言えば、スケジュールが遅れているということになるかと思えますけれども、その中で製糖工場の冷却熱利用施設として、近い将来、移転が予測される水稲、W C S の育苗施設及び貸付け型多目的大型園芸ハウスを設置する考えはないか。

これをお伺いいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長、しばらくお待ちください。

傍聴者をお願いをいたします。

携帯電話につきましては、マナーモードにするか、電源を切っていただくようお願いをしておきます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 地域新エネルギービジョンに基づくバイオマスエネルギーの活用についての御質問の中で、製糖工場の冷却熱利用施設として近い将来移転が予測される水稲W C S の育苗施設及び貸付け型多目的園芸ハウスなどを設置する考えはないかということによろしかったかと思えます。

中種子町地域新エネルギービジョン策定事業、副題としてバイオマスエネルギーの導入へ向けた詳細ビジョン策定という報告書、これが21年度に出されているところでございます。

バイオマスエネルギーの活用につきましては、議員が現職時代に大変な御苦労され、取り組んだ事業だというふうに聞いてございます。

その活用については、当初レーザーハウスの実証実験、さつまいもバイオ苗育苗の試験や、一芽苗の試験などをすることを目的として事業導入をしているものと認識してございます。

製糖工場の冷却熱利用施設として近い将来移転が予測される、水稲、W C S の育苗施設及び貸付け型多目的園芸ハウスを設置する考えはないかとの御質問でございますが、これは地球環境の問題、そういったところから考えたときに有効利用すること、それをしないこと、これは、大変危惧される事案であるというふうに私も重々承知しておるところでございます。

今のところ冷却熱を使った園芸用ハウス等に関しては、我々が各種団体との協議の中では、1ヶ所に集中したというような要望というのが、今のところまだちょっと上がってきてない部分もあり、引き続き検討していく必要性はある要素などだろうとは思いますが、これが一足飛びにできる事業でもございませんし、それはもう当然議員お分かりだと思います。

ビジョンとして策定していく、先ほど、桜のまた多目的、こういったのもビジョンとして策定をしていく必要性があるものであり、このエネルギービジョ

ンにしてもそこら辺をもう少し煮詰めていく要素があるんだろうなというふうに考えております。

東大との実証実験、最近も事業申請を行いました、見事に落選というような結果に至っております。

これは新光糖業の廃熱を電力に変えるというシステムだったのですが、ここら辺もいろいろ東大も一緒に絡んで、ほかの大学も一緒に絡んで、プラチナ社会形成ということでやっていることなんです、そういったチャレンジも庁舎内ではやっているということも御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） そうですね、今あったように東大のプラチナ社会形成、これとバイオマス、これも切り離せないそういう部門です。ですので、今、ビジョンは出来ているんですよ。

今度は、F S調査、現実的にできるのかどうかという調査が必要ですので、これはぜひ、経済産業省あたりの事業を使って、やっていただきたいと思えます。

経産省の補助事業は100%ですので、定額の100%事業をとるように、しっかり頑張ってください、ビジョンに描いたものが、少しでも現実になっていくように、F S調査なりを進めていただきたいというふうに思っています。

F S調査というのは、現実味はあるのか。あとは、投資的経費に対する、経済効果があるのか否か、そういうのを総合的に調査がなされていきますので、ぜひ、やはり、ここでバイオマスを使わない手はないということですから、ぜひ中種子町としても、種子島の先陣を切ってくださいね、バイオマスエネルギーについては、しっかりやっていただきたいというふうに思っています。

その中で、大型ハウスの少し補足をしますけれども、これは、若い方々に、農業をしっかりやっていただく、後継者をつくっていく、そういう意味から、バイオマス地域に、この大型ハウスをつくって、町がつくって、貸し出すという、そういう構想です。

最初から若い人に借金して、そらやれって言ったって大変なことです、やはり町が施設はつくって、定価で貸していく。

それで数人で会社を立ち上げて、さとうきびもやるが、園芸作もする。園芸作で金を設けてもらう。そういうコンセプトです。

ですので、そういう構想的なものも含めてですね、検討していただきたいというふうに思っております。

最後の質問になりますけれども、製糖工場を核として、その周辺一帯に農業関連施設として、堆肥製造施設など、バイオマスを活用した普遍的農業複合施設を設置する考えはないかということですが、これまでの、やりとりの中で、内容について分かっていたかと思いますが、やはり、町長は常に総合的な分野で考えていくというふうにおっしゃっていますが、これをこの地域にエネルギーがあり、原材料がある、そういう地域ですので、普遍的に、

農業の複合施設ができる可能性のある地域だと踏んでおります。

そのところいかがでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 議員がおっしゃる構想については、評価できるものなのだろうというふうに自分も思っていますし、可能性があれば、チャレンジは当然するべきなんだろうというふうには思います。

ただ、この気候変動に伴い、冬場のハウス内の熱がどれだけ必要なのかということで、新光糖業が洗管の期間、もしくはこれからさとうきび産業も、変化していく中で、操業をとめる期間、そういったものも考えないといけませんし、そこら辺を含めた全体的な農業政策、これは我々が植えたりどうしたりではなくて、全体を取りまとめているような、意見を集約するような仕事が我々の仕事なんだろうというふうに考えていますので、そこら辺を精査しながらいろんな、そういうモデルを採用していくような方向というのは考えられるんだろうなとは思いますが、今現時点で、そういったものをつくる考えはないかと言われても今では言及出来ないというふうに御理解いただければと思います。

○議長（迫田秀三君） 3番。秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 町長の答弁はよく分かりますよ。

私が言いたいのは、あの周辺には、ほとんどの部材がそろうということです。

それと、西側には畑かんも来ておりますし、水をふんだんに使います。

そういう意味からも、あの地であるというふうに踏んでいるところなんですけど、何にしても、やはり大きなビジョンを持って、そして大綱を持ってですね、やっぱりこの町の農業の振興について、真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。

そういう意味では、施設をつくるには金もかかりますけれども、やはり、国、県の力を借りて、しっかりやっているとというふうに踏んでおりますので、今後ともですね、こういうエネルギーに関することについては、積極的な取り組みをして、そして関連的な産業を興して、町をしっかりと潤う町にしていきたい、そういうふうに思っているところです。

どうもありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（迫田秀三君） 次は、池山朝生君に発言を許可いたします。

7番、池山朝生君。

〔7番 池山朝生君 登壇〕

○7番（池山朝生君） 議会は、議決機関であります。

この議決権の行使を完全なものにするために、監視権と調査権が与えられています。

このことは、議会が住民の代表機関として、行政の事務について、その執行を監視することが、住民自治の要請に応えるからです。

町民が、役場行政の事務を監視することが容易でないことから、これらの権限を議会が町民にかわって、万全を期して行い、町民の暮らしの向上、福祉の

向上につながるよう、議会議員としてしっかりと使命を全うしていきたいと考えております。

さっそくですが、通告に従って、質問をいたします。

1点目の6月議会定例会で、一般質問をしました農業用ハウス、硬プラハウスは、昨年9月議会で計画、予算化された事業であります。

1年が経過するが、事業の実施はいつになるのか。この実施を明確に示してもらいたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 農業用硬プラハウスについて、1年が経過するが、事業実施はいつになるのかという御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、昨年9月に議会の承認をいただき予算化されました。

解体着手は11月、完了は翌令和5年1月となっております。

大町田議員の御質問でも答弁をさせていただいておりますので、簡潔に説明させていただきますと、私どものほうの庁舎内、またJAサイドの事務レベルの協議が整い、JAサイドも9月の経営会議などで協議がなされる予定というふうに聞いておるところです。

10月には、すみやかな執行ができるのではないかとというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 今の答弁では、10月に実施をする、これはあくまでも予定だという認識でいいのですか。決定ではないでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） JAサイドのほうは、9月中に会議が行われる予定と聞いております。

ですので、その会議が行われれば、そして承認がいただけるようであれば、JAのほうはですね、10月には着手できるのではないかとというふうに判断しております。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 私は今、今日の一般質問、午前中、午後、先ほどの秋田議員、この硬プラハウスの中身については、議論をしようと思っておりません。

町長ですね、問題は、今、この農家は非常に疲弊をしております。前の議会でも言いました。

農家というのは、畜産農家も含めてです。町民が非常に難儀をしているんです。この中で、4,000万円の予算が宙に浮いたままである。このことが問題だと言ってるんです。

この予算があれば、ほかの町民の暮らしに、いろんなことが使えたんじゃないかと。予算も1年間も寝かせているような余裕はないはずですよ。私は、こ

のことが問題であると。

おまけにこの鉄骨材は、町長の答弁では、J A松原山に、さも保管をしてあるというような、答弁というかですが、違うんです。

松原山のごみ捨場の敷地内、旧ごみ捨山に、私の私見では、野ざらしです。ブルーシートは被さっていますが、台風、強い雨、破けて、最近になって、新しいブルーシートを置いてありますが、当然ね、町長の答弁の中で、特殊性、宮崎の業者が、これ解体するときには、何だ、バックホーでこうだという話じゃないんですよ。

大事にしている物であれば、外してきてから、このことが大事でしょう。保管をすることが。全く言ってる意味が分からない。

物を大事にして再利用ができる、使えるということであれば、1年も放置したら、どんな鉄骨材でも、さびがきますよ。

これが問題だと言っているんです。

ですから、町長ね、これ予算を組んで、この予算を執行するのは、先ほども言いましたように、行政なんです。

議会は、当然のことながら、町民の税金ですから、大事に使ってください、町民のために、この予算を使ってくださいと修正もしたり、場合によっては否決もしたり、だけど最終的には、承認をするんです。

承認をするんです。この後の問題は、行政なんですよ。行政がしっかりと、予算を執行していく。これに問題があるから、どうなのかと。

しきりに、この問題に関しては、町長の答弁も、なかなか苦勞してるでしょう。答弁に難儀してるでしょう。

聞いていて分かりますよ。

これはどうして難儀しているか、正直にやってないからですよ。

正直というのはいろんな語弊があるかもしれませんが、しっかりと計画を持ってやっておけばこういうことにはなっていないです。

今私が言うこのことに対して、町長の答弁を聞く。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 正直にとおっしゃいますが、私がうそをついているかのような発言に聞き取れます。

町民の皆さんもそういうふうに関心を持った御発言だというふうに認識をしますが、当初、6月の質問の中でも話をさせていただきましたが、当初の計画ではなくJ Aのほうに、というような計画が決まったというところから先の話ってというのは、事務レベルで話をしっかりしていたところですよ。

そこの最終的な詰め協議を進めようというところに諸般の事情があって、ちょっと担当者が変わったりしたというところもあったりして、事務レベルで、ちょっと2か月ぐらいいは、協議が前に進まなかった部分もございましてということで御理解をいただきたいと思っております。

議員のおっしゃる、解体して、向こうに置いてるんだしたら、ひと月ふた月うちには、建てなさいよとおっしゃる意味はもう十分理解出来ますし、保管の

仕方、前回の議会で、私どもの指導が足りなかったというお詫びも申し上げたところでございます。

そういった中で、しっかり今後、早急に建て込む作業を進めたいというふうには思っておりますので、この期間、議員がおっしゃるところの計画性がなかったという御発言がございましたが、そういう意味では、計画も変更があったり、諸般の事情があったということも御理解いただければと思いますし、正直に話はさせていただいております。

先ほど秋田議員のほうからも、ちょっと答弁がおかしいところがあるのではないかとございまして、そういったところも含めて、先ほど秋田議員のほうにも説明をさせていただきましたように、2転、3転ではないですが、設置場所が変わったことにより、また協議が新たにスタートというようなところもございましたので、そこら辺の初動の遅れというのは、私どもの不手際というのは認めますが、その後の進め方というのは、ある程度の時間がかかったということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） この硬プラハウス、1年間で4,000万円のこの予算、しっかりと10月に決定をできるように、やってもらいたいと思っております。

町長ですね、町民の大事な血税を無駄にすることは断じて出来ません。

町民が納得できる、健全な運営をやってもらいたいと思っております。

この問題は、質問はこれで終わります。

次の質問。災害時における避難場の在り方について。

1項目の避難所の受入れ環境、これは備蓄も含めてですが、現状と課題について、町長の答弁を求めます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 避難場での受入れ環境の現状と課題点はということでございますが、中種子町の災害対策基本法に基づく指定避難所、想定される災害の状況、人口の状況などを勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所というのは、10か所ございます。

またそれ以外に緊急時に避難する場所として、指定している避難所は、2か所ございます。

そのほかにも高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児など、避難所で特別な配慮を必要とする方のための福祉避難所を3箇所指定してございます。

避難場を開設する際には、避難者の対応にあたるための職員を配置しているところでございますが、そのうちの1人は女性を配置して対応させております。

避難所においては、それぞれの地区消防団の協力により、発電機及び投光器の配置を行い、あわせて避難時用マット、間仕切り、ルームテント、段ボールベッドなどの物品、扇風機、スポットクーラーなどの避難常用備品の配置を行っているところでございます。

備蓄品の状況でございますが、飲料水と食料品は、乾パンや液体ミルク、ク

ッキーなどを備蓄しております。

また、町内3事業所との協定により、食料品や衛生用品などの避難所への優先的な提供をしていただくことや、株式会社アクティオと、災害時における仮設トイレや発電機などのレンタル機材の提供に関する協定を、令和5年の7月3日付けで締結しております。

しかし、大規模災害発生時においてはどのような事態が起こるのかの想定は非常に難しく、発災後しばらくは行政の支援が届かない場合も想定されるところでございます。

となりますと、自身の自発的な避難行動などの自助、地域コミュニティでの助け合いながらの救助活動や避難誘導などの共助、町民が主体的に取り組むことが重要であり、課題になってくるものではないかというふうに思われます。

このようなことを想定しながらの防災訓練、これを毎年、各校区で実施をしておりますが、災害時のパニック状態の抑制、災害対応力向上は特に重要なものであるというふうに考えるところでございます。

これで万全ということはないと思います。

地域や防災協力会をはじめ、消防や警察、气象台など、様々な機関との情報共有、連携を図りながら、体制の構築に、今後も引き続き進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 今度の6号台風で、私も避難所を見てまいりました。

南界小学校、納官小学校、中央公民館、町長が答弁したように、安全面、こういったところにおいては強固な建物でありますから、なんら問題ないと思います。

今言う、備蓄品も、2、3日の備蓄は、当然あるでしょう。

その中で1つ、南界小学校の避難所で感じたことは、1番大きなスペース空間としたら南界小学校は、武道館といいましょうか、体育館があるんですが、ここが1番の収容人数というか、避難人数が、確保できるスペースなんですけども、ここに皆さんがいないんですね。

この大きな空間に、そしたら学校の建物内にいるんで、どういうことかなと思ひまして、いろいろ聞きました。

そしたら、トイレが遠いと。体育館からはトイレが遠いんです。校舎内の中にあるのは、校舎内のすぐ近くにあるから、老人の方も行けるんですね。

だからこういう問題1つとっても、私この環境はどうなんだということを聞いておりますけども、こういった環境面、これもあえて環境と言うならば、こういったところの改善も、改善というか備え、当然、携帯のトイレを設置したり、かれこれ、やっていくことなんだろうけども、この防災においては、この避難所の在り方もあわせて防災においては、町長が、先ほどの午前中あった自衛隊も含めて訓練をやってる。

確かにしているんですが、これが長期になる、長期っていう言い方じゃなく

て、大規模災害が来る、当然南海トラフも予想されます。

こうした場合に、今の2, 3人の避難者って言い方は失礼、間違いかもしれませんが、多くの人数の人間がそっちに、避難してくるわけですね。

熊野、新町、塩屋、3ヶ集落でも、大体270名、276か、お年寄りも含めて、開放しなければいけない。

こういった人たちも含めて、270数名が南海トラフの場合は、ほとんど全員避難しなければいけないと思います。

そうした場合に、果たして、今の体制では、空間がある、スペースがある体育館では、とてもじゃないが、どうやっていくのだろうということを感じております。

ですから、中央公民館にしかり、避難所10ヶ所あると言いましたけども、こちらは今のところ問題ないでしょう。

この2, 3人の対応であれば、これからそういったところの想定、大規模災害を想定して、今後の防災は考えていかなければならないと思っておりますが、この議論、質問は、12月議会にしっかりやろうと思っております、やらせていただきたいと思っております。

そういうことに関して、今言ったことに対して町長、この大規模災害を想定した相当数の人間が避難所に来るんだと、避難所がそれだけの人数を抱えなきゃいけないとなったときに、今後、中種子町の防災に対する考え方として、どのような考えを持っているんですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 大規模な災害、そういったものが想定されるということでございます。

確かに今おっしゃいましたように、熊野の下目地区等においては、南海トラフ地震等が発生した場合には、本当に全員が避難する必要があるのだろうというふうに思います。

南海トラフ地震での津波、いろんなケースが災害としては想定をされるところでございます。

議員は、この前の台風6号のときに避難所を回っておられると思いますが、中央公民館に至っては、ほんの数名の待機者でございました。

ですので、アクセス、インフラの壊れ具合によるとは思いますが、極端に言うと、今南界小は、体育館の外に出ないとトイレがないということで、なおかつ停電しない間は、エアコンが効くということで、教室のほうに避難をいただいているところでございます。

そういった環境の中でございますが、下目の方が、学校まで避難できるのかどうかというのも、その災害状況によっては違ってくるんだろうなというふうには考えておりますが、そういった大規模災害というときにはやはり、激甚災害ということで、国に対する大至急の要請をかけたり、そういったことも必要ですが、まずは命を守る、まずは高い山に登ってもらう、山が崩れてないところに上がってもらう、行ける道路の高いところまで行ってもらう、そういう工

夫をしていく必要性が、町民の皆様をお願いをしていく必要性があるんだろうなというふうに考えておりますし、冷房のきく体育館等もございます。

電気が来てるかどうか分かりませんが、避難所としては、中央公民館、それから福祉センター、そういったものも、車で10分、15分というようなところにございますので、場合によっては、津波避難の場合は、町のマイクロバスを使ったり、そういったことも当然考えていく必要性があると思いますし、この大規模災害に向けた取り組みというのはなかなかどこがどう被災して、どこがどのような環境になっていくかというのが、非常にそのときの判断によるところがありますので、それに向けての準備というのは必要かと思いますが、どこまでの準備が必要なのか。

例えば、下目の人たちが避難するように、どこかに、何かをつくるとか何とかというよりも、まずは避難できる道路、安全な道路をつくりましょうということで、坂井熊野線の道路改修も行ったりと、いろんなこともしておりますので、少しずつでは遅いということもあろうかと思いますが、可能な限りの災害対策に向けての準備は進めていっているつもりではございます。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） そうですね、災害が起きてから、その激甚を国に要請するとかっていう話もありましたけども、その以前の話をやらないといけないということ私を聞いてるんですよ。

そのまま言うと、実効性のある訓練をやらないと何にもなりませんよと。

どれだけ想定している、どんなことが起きるのか分からない、当たり前ですよ。

その想定外を想定して、それを計画するのが行政です。

ですから、医療スタッフ、警察、ありとあらゆる関係機関、こういったところを、他の市町村じゃない。より先に我々は今言うように3ヶ集落を抱えているんです。

増田もそうです。1番の危険地帯ですよ。この中で、率先して取り組むべきなんです。

町長ね、今のこの大規模災害を想定した考え方を聞きましたが、これは、想定外を想定して、即そういった防災計画等々が、これぐらいの冊子がありますよね。

あの中にどんなものが書かれているのか分かりませんが、しっかりと書かれているだろうけども、まず、できることから訓練をやらないと、今やっている訓練、私に言ったら防災に対する訓練を100とすると全くゼロでは当然ないんですが、何%でしょう、僅かそんなもんですよ。

ですから大規模災害に備えた、訓練等々をしっかりと考えて、即実行してもらいたい。

次の質問ですが、そのためには、いわゆる収容する施設等々の環境問題もあわせて、南界中学校には学校跡地があります。そのままです。

ここを避難所として改修をして使える方向、あわせて、今こういう馬毛島の

問題ですから、工事関係者がきて宿泊施設等々がありません。

そこでもって、こういったことも聞きました。

牛の競りでも、農協の購買者が、宿泊の確約が出来ないものだから、泊まる場所がないもので、購買者がこれないというような現実的な問題も出ているんですよ。

これと、今言う南界中学校の改修をやれというところ、直接そういう話はしませんけども、今後先、これからこの馬毛島の工事関係が5年後になるのか、4年後になるのか、分かりませんが、この後の経済を維持していくためには、必ずそういうところは必要です。

せつかくあるんですから、こういったところを改修、改装して使えるようにする。

この質問ですが、町長、答弁をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 旧南界中学校の校舎のことを指しておられるのだらうというふうに思いますが、避難所として活用する方向を考えるべきという御質問に関しましては、体育館を除く校舎などを現状のまま活用することは、耐震診断の結果からは厳しい状況なのだらうというふうに考えております。

避難所につきましては先ほどの答弁で申し上げました指定避難場などで対応してまいりたいと考えておりますし、一時的な避難所という考え方をしていただければ、今の避難所指定というのは、というふうに思います。

大規模災害になって、たくさんの方が、長期にわたり避難をしなければいけないというふうになった場合には、またそれぞれの宿泊施設、いろんなところとの協力をいただきながら、可能な限り、普通に、普通にといいますか、プライバシーを守ったりとか、そういったことができるような形づくりをしていかなければいけないのではないかなというふうには考えているところでございます。

こういったところも考えますと、民間事業者による活用なども南界中学校跡地に関しましては、検討された経緯もあるようでございますが、いずれもそのような耐震の問題を含め、実現には至っていないのが現状ということでございます。

宿泊施設、今せりの話が出ましたが、購買者が泊まれないという話も、私も聞いております。

これに関しては農協サイドに、購買者を生産者の家に泊める、いわゆるグリーンツーリズム的なもので購買者との意見交換をするような機会も増やすことも畜産振興に役立つのではないかなというふうな話も、JAサイドのほうにはお話をさせていただいて、もしよければ、希望募って、そういう方がいらっしゃれば、民泊してもらうことも、すごくいいことではないかなというふうな話もさせていただいております。

ちょっと余計な、ちょっと話を逸れましたが、議員おっしゃる観光を含めた宿泊施設がどの施設を指すのか、ちょっと不明瞭ですけども、耐震面から、宿

泊施設としては、利用は難しいのかなと思います。

宿泊施設に関しては当然、改修したにしても、宿泊施設の届出をしないといけない部分もございますので、そういったところの問題点、またそこに宿泊施設を建設、計画というふうなイメージは、現時点では持っておりません。

地域の皆様からの意見としてもまだそういう要望等はまだ上がってきていないような状況でございます、校区の皆さんたちにお話を聞いたところ、いや誰もそういったことを言っていないよっていうようなことだったので、私が希望される方と話をしてないだけかもしれません。

そこら辺を含めながら、地域の皆さん、当然校区の皆さん、そういったところとの意見交換なども進めていければと思います。

防災の観点からという点では、一時避難が終わった後の長期滞在というところでの整備、また工夫っていうのは必要になってくるんだろうと思います。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 町長が町民とそういう会話をしていないんですよ。していないの。していないかもしれませんじゃなくて、していないんです。

それと今、答弁にありましたけども、これは旅館の手續や宿泊施設の手續が必要なんだと、当たり前でしょう。

そうじゃないと、宿泊施設はできない。

こういったところの話をね、町長、こういった議会で、その施設が届出が必要なんです。こんな議論したって始まりませんよ。

ですから、今できること。耐震の話をしました。

このまま町長ね、私がこの耐震の話をつっ込んでやらないと、このまま終わってしまうんですよ、この質問もずっと終わってしまう。つまりが出来ないということ。

耐震なんてどれぐらい掛かるか知ってますか。

南界中の耐震はどれぐらいか。どれぐらいか、おおよそ聞いたことありますか。あるかないかでいいです。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 最低でも3,000万から4,000万円かかると思います。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 3,000万円、私は300万円と聞いてますが、桁が違いますね。

どっちが正しい、正しいというか、数字が正しいのか分かりませんが、仮に3,000万円としましょう。

町長。仮に3,000万円、3,000万円が高いですか。

この中学校の改修をするのに高いと考えますか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 町がやる場合は、ある程度の強度を、しっかり強度計算をされた中で、耐震の計画、実施計画、実施設計、そういったものをしていき

ますので、耐震だけにかかる費用はそれだけであっても、耐震以外にも中をやり替えどうしてっていうと、とんでもない金額になります。

耐震自体は、3、4千万円かかるというふうに私は思っております。

それが高いのか安いのか、それは分かりません。利用頻度がどんだけあって、どのようなことになっていくのか。

避難所としてどうしてもそこに必要であると言え、安いのかもしれません。

だが、それは避難所以外には使い道がないというのであれば、とんでもなく高いものになるんだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 私の質問の言葉がちょっと間違っていたな。

高いじゃなくて、それだけの価値があるかと。私は価値あると思いますよ。

先ほど言ったようにこれから、今後5年後、経済をしっかりと持続させていくためには、いろんな観光面もしかり、そういったところをしっかりとやっていく必要があるというふうに考えております。

この質問はこれで終わります。

次に、公有財産の有効活用について。

この公有財産は、自動車学校の跡地の普通財産ですが、これが民間の業者と貸付契約が行われたと聞いておりますが、この経緯を簡単に。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 経緯につきましては、令和5年4月1日から鹿児島仮設機械株式会社と貸付契約を締結しております。

自動車学校跡地を仮設資機材レンタルヤードとして使用したいということで令和元年の8月に初めて申請がございました。

しかし、この際は自動車学校が既に廃業状態、貸付けが出来ない状況でした。

これは、昨年12月議会で答弁をしております。

その後、この事件に関する事案が終了したことを受けまして、令和4年9月30日に同事業者から再度の貸付申請が提出されました。

その時点で、自動車学校跡地は草木も生い茂り、周辺環境にもよい影響を与えているとは言いがたい状態にありました。

実際に県立養護学校、現在の中種子特別支援学校からも、平成31年4月に、児童生徒の特性によって学校を飛び出してこの場所に行く可能性があるため、侵入防止対策、建物等の倒壊飛散防止対策の要望があったところです。

この要望を踏まえ、特別支援学校だけでなく、あかつき学園、つまべに園などの福祉施設も設置されております。

このような環境下にありますので、申請者に貸し付けることで、適正な管理が図られ、周辺の皆様の懸念も解消できると判断したところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 今特別支援学校、あかつき学園、特老、県の教職員住宅、

私の認識では、あそこはそういう社会的な環境のエリアだと、私はそういう認識を持っていますが、町長はどのような認識か。

あそこのエリアをどのように捉えているか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） そういったものに有効活用できれば、福祉の里としての何といたしますか、質に合ったものだろうだろうなというふうには思っております。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） この質問はですね。

昨年12月、元議員が、この質問をやってるんです。

ここにですね、議事録があります。私が読み上げます。

この自動車学校跡地を町長、どのように使うかと、有効的な使い方を考えているかという質問に、町長は、今言う、この民間の業者の申出もあったが、あそこの場合は、何よりも公共施設の建設の可能性、また、何より町民にとって有益な活用方法などを幅広く検討していく必要がある。

町民にとって、有益な活用方法を検討していく必要があると、明確に答弁してるんです。

この民間業者、レンタル業者に貸すことが町民にとって有益な活用方法ですか。

答弁してください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 何より町民にとって有益な利用、活用を幅広く検討する必要があると明確に答弁をしました。

当然、そこに、この一般質問の前の一般質問の時点で、町長、そこに何かを建てるのであれば、イメージでいいから語れと前下田議員からあったので、温泉、新光糖業の廃熱を利用した温水プールもいいんじゃないでしょうか、給食センターなんかも近々建て替えですね。

そんなふうなイメージを持っておりますといったときに、下田議員から、荒れ果てて、契約が途切れて、お金も入ってこない、ちゃんとそこは司法の場に打って出て、それを解決しないと、それが先だろうみたいなことを言われまして、夢を語れと言ったのに、そこを言われてもなあというような話をしたところでした。

ですので、この議員質問のポイントっていうのはその前後の流れを読んでもらえれば分かると思うんですが、貸付契約を今度した、4月にしたわけですね。

公共施設建設の可能性とこの貸付契約と、これは2つのポイントがあるわけですね。

なので、2つのポイントがあることを前提に答弁をしたというふうに御理解をいただきたい。

これ夢として語った流れ、公共施設の建設の可能性、これは町民にとって有益な利用法を幅広く検討する必要がある。

検討するにしても、議員の皆さんと協議をしながら、時間をかけて、何をつくろうか、どうしようかという検討には時間がかかります。

実施設計します、予算取りします、予算がとれました、4、5年はかかるというふうに私は見込んでおります。

仮に、なにか、そういう町民に有益な利活用していく、そこはあります。

だからそこを、議会の皆さん方としっかり協議をしながら、こういうふうに進めたいんだということでそれでいこうという合意形成がなされた場合には、その方向に進めるためにも、時間がかかる。この間、では荒らしていいのか。

では、利用してくれる方にフェンスをつくってもらい、監視カメラをつけてもらうということで、利用してもらって、賃金を得れば、町民のためになるんじゃないのっていうだけのことでございます。

ですので、有益な活用策であったと考えるかっていうのは自分が言う有益な公共施設建設の可能性、有益な利用方法っていうのはまた違う質問だと思います。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 町長の見解と、私の見解は全く違うので、私はそこは、先ほどから言うように、教育的なエリアだと。

それでもって、あなたは、今、監視カメラをつける、業者に任せればそういった管理ができると、こういう、私からいうと都合のいい話だ。

これは、契約をしたら10年契約ですよ、この契約書を見ましたけども、民間と10年契約を結んだら、10年あそこが使えないということです。最低でも。

前の議会の元議員の下田議員の中では、これは給食センターなり、他の民俗資料館なり、公共的なもので使えるところが出てきたら、せっかくですからこういういったところ使ってほしいなというような質問だったと思います。

これを、この業者は、あえて名前は言いませんけども、この業者は、裁判をして、今の自動車学校を更地にするために、裁判しました。

裁判費用300万円かかってますよ。

弁護士費用から訴訟まで、明渡しまで、その中で、更地になったやつをこの業者に貸したんですよ。

この業者は、裁判のある前から申請書を出してるんです。

その中で町長、私が質問です。

その中で、4月1日に契約してる。4月1日。

元下田議員は、12月議会の12月7日に質問して、4ヶ月も経たない。

こういう、この4ヶ月も経たない中でも、最初から決めてたということですよ、この業者と。

この公共の施設を使う有益な町民にとって有益なっていうのは、私から言わしたら、何かおかしい。もう、全然考えてなくて、決めつけてた。

だから4ヶ月、4月1日、ここでもう契約結んでるんです。

この契約の中身であっても、使用の制限というところが書かれてますが、私は法律家じゃないから分かりませんが、解除ができる、明渡しの解除ができるという文言は確かにうたってますよ。

けども、この文言がそのまま通ってすぐ明渡しをしてくれるのかなど。このことが出来ないから、裁判をしてるんでしょう。

前の件の自動車学校でもそうですよ。それが出来なかったことからこそ、裁判をしたんです。

町長、このパターンも同じになると決めつけたらいけないけども、なる要素はいっぱい含んでるんですよ。

それでおまけに保証人までない。

この中種子町の公有財産管理規則第32条にはこのように書かれてますよ。

公有財産管理者は、必要があると認めるときは、借受者、相当の担保を提供させ、または貸付契約もしくは変更契約の履行を保障する連帯保証人の連署した、誓約書を提出させなければならない。

このようにうたってるんですよ。書かれてるんです。

この契約書には、役場と、相手方と。連帯保証人は書かれてませんよ。これもいいかげんだ。

ということは、何を言いたいかということ、町民の財産がいとも簡単にこういった契約書、契約書って言うけども、これが法的に通るかどうか。

中種子町にも抱えてる弁護士というより、相談する弁護士がいるでしょう。いるからこそ、そういった先生方に相談をして契約書を巻かないと。

私に言うところが、この法定闘争の原因ですよ。何で同じ轍を踏むのかな。

町長は、私が在任中の話じゃないという話は当然しないでしょうけども、問題は過去にこんなこと起きてるんですよ。

ですから町長ね、ここにね、これは私なりの解釈ですよ。この中種子町条例にしても、こういった規則、条項にしても、ここに書かれてるのは、町長の決裁があると。正確にはこれ何て書いてあるかな。

町長の決裁を受けなければならないと、必ずこの条文の文言の最後に書かれてるんです。

いいですか、このことは絶対的にあなたが権利を持つてるということなんですよ。

ですから、町長が、この契約をやろうと思えば、我々議会も肝心なこと、議会にも何の相談もなく、やってるんですよ。

質問が、この質問も丁寧についてませんが、議会にはなんら相談もなかった。

このことに対して、議会の位置づけを町長はどう考えてますか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） たくさんの傍聴者の皆さんもお見えですし、ユーチューブでも配信をされておりますが、ちょっと今理解出来なかったところがあって、裁判を起こしてるというのが、業者が起こしてる。どういう、ちょっと意味が

分からなかったので、再度説明をお願いできればと思います。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 今回の自動車学校の跡地、種子島屋久島自動車学校、ここが家賃の滞納とか賃貸であって、これをしっかり建物があつたから、この建物をその借りた人間がつくったものであるから、そういった構造物も全部撤去して更地にするというための裁判を、私はそのように聞いております。

この費用が300万円かかったということです。ざっくり。298万だったのか分かりませんが、そのことを言ってます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 私が契約したものではないというような、そういう逃げは一切いたしません、強制執行手続を開始して、事務所等3棟の強制競売手続を同年の5月19日付けで開始しております。

建物の収去が令和3年2月18日付決定、強制競売が、令和3年11月24日付けで、強制競売開始の決定となっております。これは建物、棟のみに関してということでございます。

税務課滞納分を含めまして278万6,600円で入札し、令和4年4月21日付けで売却許可、決定が確定をしているところでございます。

そういう手続をとらなければ、何も出来ない、さわれないという状況にあつたということで御理解を賜りたいというふうに思います。

廃棄物の敷地内で発生した廃棄物の処理業務委託を109万7,250円。

〔朝生議員「それだけ金がかかったということを知りたいというから私は答えたいです」と呼ぶ〕

ちょっと裁判のところのくだりがちょっと分からなかったもので、再度質問をしたところでございまして、議会の位置づけというのは、これはとても大事なものであるというふうに認識をしております。

議会の位置づけ、これはもう当然2元代表制ということで、皆様方も町民の代表、私も町民の代表ということでございます。

私を含め、議会に予算を提案をさせていただきます。

予算を提案させていただいたものに関して、いいものは、議会の可決、悪いものは否決というようなことになろうかと思います。

そういった中で議会の議決が必要な案件に関しては、滞りなく御提案をさせていただき、議会の議決が最優先となりまして、議決にのっとり我々は行政運営を進めていかななくてはなりません。

責任の重大な議員の皆様を最優先に、行政運営に努めるのが私ども執行部の責任というふうに考えております。

議会、いわゆる議決機関と、町長、いわゆる執行機関は対等の立場であります、私どもには議決権はございません。

議決案件に関しては賛否を問わず、議員お1人お1人の討論の中で、議決、否決の決定がなされていくことと思っております。

議決いただいた案件は、提案こそ執行機関が行いますが、議員の皆様は責任

ある政治活動で、その議決案件がスムーズに執行できるよう、協力していただくことが、議会の大きな仕事の1つかと思っていますので、議会の議決があった場合には、また引き続きの御協力、そしてまた、議会の、提案に対しての議決に対しましての引き続きの御理解、御指導を賜りたいというふうに考えているところでございます。

なお先ほど来、話をしております議会にも一切諮っていないというのは、これは、極論を言うと議決案件ではないというもの。

それから、先ほども当初で申しましたが、2つのポイント、これは公共の施設、公用に使う施設を建設する場合には、どんなものを建てましょうかというお諮りをしないとイケない。

皆さん方に、当然それに関して予算がついてまいりますので、それに関して、皆さん方にお諮りしないとイケないというところで、その前の質問からの流れを汲んでいただければ、読み取れる部分かなと思います。

そこに関して私がちょっと説明不足だったというところで、議員がちょっと勘違いされる部分もあったのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 議員の皆さん、今町長の答弁聞きましたか。

議決議案でない限り、町長は、議会に相談する必要はないと言ってるんですよ。そうでしょうかね。

町長、議場をあなたのところから見てくださいよ。私のところからも、今日傍聴者がこだけいますよ。なんで傍聴者の席が一段上にあるのか御存じですか。

あなたよりも、私よりも、議長よりも高いんですよ。主権は町民だということなんです。

あなたよりも、議会議長よりも、我々議員よりも、町民なんですよ。その町民の代表が、我々議会議員ですよ。

議会議員である我々に対して、議決案件じゃないから、相談をしないとあなたは言っている。はっきり言った。それでは議会運営はうまくいくはずはない。

我々ももっともっと勉強して、行政何やってんだと。

だから、硬プラでもそうでしょう。予算をするのは我々、執行するのは、行政、あなた方だと。その監視をするのが我々なんだと。

調査をするのは我々、議員の立ち位置である我々。我々イコール町民なんですよ。あなたは勘違いしてる。

ですから、今後、私はこういう議論をしますけども、決してあなたにどうのこうのという個人感情を持つわけでもない、当然ですよ。

議員として、このようにこれからも丁々発止で、行政側と議論していきます。

ですから、私には、ちょっと話は前後しますけども、町長が言ってる、議会に対する言葉、これは議決してもらおう、大変ありがたいというのは、もう美辞例文にしか聞こえない、私には。

ですから私は、同僚議員も、皆さん議員も考え一緒だと思いますけども、し

っかりと、足りないところを勉強して、町民の負託にこたえるよう、しっかりとやっていますから、この言葉を残して、この質問を終わります。

最後に町長。主権は町民ですよ、主権は町民。

以上で質問終わります。

○議長（迫田秀三君） 傍聴者に再度お願いをいたします。

携帯電話の電源はお切りくださるようお願いを申し上げます。

ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね15時15分からといたします。

-----○-----

休憩 午後03時02分

再開 午後03時13分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、池山喜一郎君に発言を許可いたします。

4番、池山喜一郎君。

〔4番 池山喜一郎君 登壇〕

○4番（池山喜一郎君） こんにちは。

一般質問も5人目となりました。

皆さん大変お疲れだとは思いますが、もうしばらくの時間ですので、お付き合いをお願いしたいというふうに思います。

令和5年産の早期水稻、コシヒカリのJAの集荷量は、1万2,625俵ということで、前年比110%というようなことでありまして、一等米比率も62.2%ということで、収量、品質とも、いい年ではなかったかというふうに思っております。

9月の4日に、増田小学校で、新米給食がありまして、子どもさんたちとおいしい新米をいただくことが出来ました。感謝いたしております。

それから、情報としましては、令和5年産のでん粉原料用カンショの価格が、消費税免税農家で、1,678円、1俵あたり、課税農家で、1,651円というようなことで決定がなされているようでございます。

今後、カンショについても、キビについても、豊作であるように願っていききたいというふうに思っております。

それでは通告にしたがいまして、質問をさせていただきます。

まず、でん粉用さつまいもの生産対策についてということでありまして、でん粉原料用さつまいものは、台風や干ばつ、災害に強い防災作物として、昔から栽培され、特に、さとうきびとの輪作による相関関係、さとうきびの地力保全、さつまいものセンチウ抑制等が保たれて、種子島の農業を牽引してきました。

また、近年では、でん粉原料用さつまいもの後作として、早掘り馬鈴薯やブロッコリー等が、計画的に栽培されるなど、農業振興上なくてはならない作物になっております。

本町の令和5年産のでん粉用さつまいもの作付状況は、作付面積251ha、前年より67ha減、栽培者数304名、前年より77名減となっており、基腐病等の影響で急激に面積、作付が減少している状況であります。

種子島全島においては、540.84ha、前年比162.71ha減、栽培者数688名、前年比180名の減となっております。

でん粉原料用さつまいも栽培が、このまま衰退していきまると、でん粉工場の存続が危惧されるとともに、これまで築いてきた営農体系が崩壊し、取り返しのつかない事態に至ります。今後の農業振興に大きな足かせとなります。

この対策について、町長にお伺いいたします。

ちょっと長くなりましたが、よろしくお願ひいたします。

以下は質問席のほうでやらさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議員御案内のとおり、さつまいも栽培の面積、これは減少傾向でございます。

これに関しましては私も大変危機感を持っており、また危惧しているところでございます。

少子高齢化による離農であったり、担い手不足はもちろんのことですが、さつまいも基腐病など、それに対する肥料、農薬の高騰などにより、生産意欲が下がってきているのではと思っているところでございます。

しかしながら、さつまいも基腐病に関しましては、適切な農薬の使用、肥培管理、新規農薬の登録、新品種の開発などにより、100%ではありませんが、その対策は徐々に功を奏してきているのではないかというふうに感じているところでございます。

でん粉用さつまいもは、本町にとって、さとうきびと並ぶ基幹作物でございます。

この問題に対しては、適切な管理など、持ち込まない対策、増やさない対策、残さない対策を、農家さんの自助努力もしていただきつつ、熊毛地区さつまいも基腐病対策プロジェクトチーム会などの構成メンバーや他関係機関と連携を図りながら情報を共有し、生産の維持・拡大を進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

先ほど申し上げました、肥料価格などに対しましては、町単独の助成も、議員の皆さんの御理解を賜り昨年実施をしてきたところでございますが、世界情勢の不安定さはまだ先が見えず、抜本的な解決には至っておらず、本当に安心して農業ができる状態ではないというふうに私も思っております。

少しでも農家さんの支援ができればと、国や県にも要望活動もしてきておりますし、後ほど御審議いただく肥料価格高騰などに対する町単独補正予算も本年度も計上してございますので、承認議決をいただければというふうに思うところでございます。

また、崇城大学の教授より依頼を受けまして、町内農家さんに依頼をして、P S B 細菌、いわゆる光合成細菌というものがあるようでございます、これを使った実証をしておるところでございます。

この光合成細菌、P S B 細菌は、既に水質浄化に使われておりまして、基腐病でも実験をしたいとの申出により実施しているものでございます。

あくまでも試験栽培でございます。

また、もう1つでございますが、さつまいも基腐病対策として昨年度より、種子島農業公社において育苗施設にあるボイラー室を活用した蒸熱処理、これを試験的に実施しているところでございます。

昨年度は、本ぼより収穫した芋を使い実験をしております。

結果、蒸熱処理による効果として、感染いも判断が出来て、感染いもを除去した種芋をから床に伏せ込む経過を見ますと、から床での発病が見られず、ほぼ、から床での発病を100%抑えている、出来ているところでございます。

今年度は、モニター農家にてテスト2年目として実施することとしているところでございます。

また、キュアリングも、処理によって可能ではないかというふうに思われるところでございます。

抜本的な対策になるかどうか分かりませんが、このような支援であったりテストなども実施しながら、生産者の皆様の意欲をそがないよう、引き続き努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） 種子島全体で540.84haの作付ですが、ちなみに、本年産の反収が60俵とした場合、32万4,500俵ということになります。

からいも作最盛期だった頃は、1工場30万俵というようなことですね、現在3工場あるわけですが、今年の数字を3工場で割りますと10万俵程度だということになります。

でん粉工場も大変苦しい経営に至っていくんじゃないかということで、その辺も大変心配をしているところでございます。

今、町長のほうから基腐病の基本的な対策として、持ち込まない、増やさない、残さないというような基本的な対応策が紹介されましたけども、これをですね、やはり、農家個々に徹底した指導をしていくことが必要であります。

時期あることに、広報をしたり、技連会の活動として、しっかりと落とすしていくと。

そしてカンショ作が安定していくようにしていかなければ、中種子町、種子島の農業の発展はないというぐらいに思っていたきたいというふうに思います。

蒸熱処理も、農業公社の育苗ハウスで、去年、私も一緒にやりましたけども、蒸気を使って、48度の庫内の温度を1時間程度保てば、消毒ができるというようなシステムですけど、やはり、まだ水稻の発芽室ということで、温度を上昇

させて、確実に、いもの内部の温度を48度に上げて保つというのがですね、ちょっとシステムのまだ不安定なところがありますので、今後、そういうものも進めていくということであれば、特に、そういう設備の整備も考えていただきたいというふうに思います。

それから、耐病性品種というか、かかりにくいというか、いくぶんか強い品種として、こないしん、それから、みちしずく等がありますけど、この普及についても、万全を期していただきたいというふうに思います。

農協が苗の供給を行っておりますけども、今後とも、種苗供給に対する行政からの援助等もしっかり行っていただいて、早急にこの耐病性品種というか、病気に強い品種を1日でも早く、普及・拡大していただくようお願いをいたしたいと思います。

それとこの原料用さつまいも、栽培がですね、キビ作にも相当影響しておりますので、原料用さつまいもがなくなって、キビばかりになると、収量は下がっていくんですよということも考えて、しっかりと対応していただきたいと思います。

以前は、さとうきびの面積が減少した際、技連会のほうでも、作付面積の推進とか行われましたけども、現在そういうことをやれる体制ではありませんが、やはりそういう気持ちになってですね、でん粉用さつまいもの作付面積の拡大にも、御尽力をいただければというふうに考えております。

町長のほうに、もう1つお願いですが、この基腐病対策を講じながら、また肥料、飼料、農薬等の高騰に対する助成を行いながら、推進をしていただくということでございますが、なお一層の御配慮をお願いいたしたいというふうに思います。

私のほうからは、でん粉さつまいもの生産対策についてはこれぐらいで終わっておきたいと思います。

次に、さとうきびの集荷についてということで、6月の定例会の折にも質問をさせていただきましたが、まだ返答がないということでありますので、再度質問させていただきます。

無精脱さとうきびの製糖原料用として試験集荷を実施していますが、その結果と今後の方向性について問いたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ただいまの御質問に答えさせていただきます。

昨年の種子島糖業振興会臨時総会のさとうきび精脱処理に関する意見交換会において、議論を深める中で、さとうきび生産をめぐる様々な課題が改めて見えてきたところでございます。

各課題に対する対応などにつきましては、種子島の糖業振興を図るうえで必須になることから、種子島糖業振興会の事業計画などに位置づけ、検討の場を設けることで、令和4年11月21日、種子島糖業振興会臨時総会にて承認をされたところでございます。

これを受け、事務局である熊毛支庁農政普及課を中心に、関係機関、団体が集まり、所要の部会として、さとうきび精脱処理に関する意見交換会、さとうきび生産の諸課題に関する意見交換会を設立することとし、令和5年度より、意見交換の場が設けられているところでございます。

さとうきび精脱処理に関する意見交換会では、種子島においては平成12年度に、精脱葉施設が導入され、現在は収穫されたさとうきびの約8割、これが島内の精脱葉施設で処理され、製糖工場に搬入されているところでございます。

しかしながら、近年の労働力、人材不足や品種の変遷など、精脱処理導入後の社会情勢や生産環境の変化を踏まえ、今後のさとうきび精脱処理の在り方などについて、一定の方向性が整理されたところでございます。

その内容といたしましては、種子島においては今後も、精脱処理を継続するが、製糖工場に搬入する全量を精脱処理するのではなく、段階的に無精脱原料を一部受入れ、残りの原料は全て精脱処理施設において、処理後工場に搬入することを方向性としており、令和4/5年産においては、精脱処理を原則に、生産現場の現状課題を踏まえ、試験的に無精脱原料を受け入れるとし、議員御質問の試験受入れを実施しているところでございます。

その試験結果でございますが、去る令和5年9月1日、第2回のさとうきび精脱処理に関する意見交換会が開催され、結果が、新光糖業より示されたところでございます。

しかしながら、関係機関、団体より、いろいろな意見が出され、結果、果たしてかかり増し料金が適切なのか、試験が適切であったのか、判断がつかないこととなり、各関係機関持ち帰って再度検討することになったようで、試験結果については、全ての皆さんに示すという段階にはない状況でございます。

今後の方向性といたしましては、これから幾度となく開催される意見交換会の各団体の動向を注視しながら、お示しできればなというふうに思っているところでございます。

これにつきましては、もうしばらくお時間をいただきますようお願いいたします。

また、このさとうきびの収量自体が、毎年一定ではなく、大きく生産量が増えたり、もしくは大きく下がったりという中での試験というものが、やはり若干時間をかける必要性がある部分もあるというような話も聞いておるところでございますので、その方向性、結果というものが、どのように動いていくのかというのは、我々も注視しながら、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） ただいま町長のほうから話があったんですけども、年によって収量の格差がある。

それから、品質においても格差が生じることがあるということではありますが、今後また、継続して試験を行っていく方向で考えているのか、その辺をお聞か

せいただきたい。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 基本、新光糖業と農家さんの取決めというのが基本中の基本でございますので、私そのシステムについての情報として、皆さん方に提供できる部分としては、今後、試験的に幾分かは行っていくような方向でないとデータがしっかりとれないというような話も聞いてございます。

そこら辺が確立した時点で、皆様方にお伝えできるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） この無精脱問題については今年、来年というようなことじゃなくてですね、やはり長期的な目で見えていかないと、しっかりとした取引条件になってこないんじゃないかなというふうに思っております。

また、ごみ、トラッシュの問題がですね、やはり7%から12%ということで幅が広がるようです。無精脱の場合ですね。

だから、かかり増しがいくらぐらいになるのかというのがまだ設定出来ないんじゃないかなというふうに思いますけども、どういうふうな形でいくのかなんですけども、新光糖業でトラッシャー装置をつけるのかつけないのか、そういうのもなっていますし、今後、十分に検討していただきたい問題じゃないかなというふうに思います。

精脱、無精脱の集荷、原料集荷、あるわけですけども、何ととっても、集荷、運搬がおぼつかないというのが1番の問題です。

農家が安心してつくれる、そしてさとうきびの安定生産がですね、できるように、体制を再構築しなければいけないというふうに思います。

なかなかこの運搬の件についても、難しい問題なんですけど、町長、何か策はないですかね。

よろしくお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） すみません、これは私が知り得た情報とか、そういった中で話をするので、答弁という形で受け止めないでいただければありがたいんですが、精脱工場への運び込み、生産組合の皆さんがさとうきびをハーベスターで切ります。切ったところから、精脱工場。精脱工場から、新光糖業という運搬、これが本当に特に中種子の場合は、ほ場から精脱精脱から新光糖業が近いもんですから、これが西之表だと西之表から中種子までの距離というのがあるので、運賃としては結構よろしい値段になってくるのではないかなと私は思っていて、中種子の分というのは本当にユニックで何回も、クレーンで何回も積みおろしをする時間がとられというようなこともあって、運搬業者さんが最近毛嫌いをしてきていて、それをもう離れる運搬業者さんもいるということで、農家の皆さんは大変不安がっておられます。

以前より、大型免許を息子に取らして息子にも運ばせたいんだけど、何十万

もするってというような話も聞いていましたので、自動車学校の校長というか社長さんに、中種子だけでいいから、農家の皆さんには、3割引とか4割引とか出来ないかっていう話をしたところでした。冗談まじりで。

だけど、その方がおっしゃるには、法人化していれば、人材育成、何とかという事業を使えば、安くなるし、なおかつその試験を受けにきた日数の日当も出ますよと、だから町長そういう話をしてくださいってというような話をしたので、早く言ってよみたいな話をして、農家の皆さん2, 3人にお話をしたら、それを聞いたばってんまだつくってから、日が経ってらんとやとかいうような人もいらっしやったり、いやもうそれする前にも自分たちで行ったとかいうような声もあったので、そういったところの事業の周知が我々も足らんかったなというふうに、思ったところでした。

私もそこまでは思ってなかったものですから、大変農家の皆様の立場に立って考えれば、油断していたというか、ほうがなかったなあと感じ方でした。

また免許があれば、移動式クレーンの資格は、西之表で、それもやっぱりとれるような状況でございます。

あとは、運搬車だなということで、リース屋さんに、4tでもいいから、クレーン付きのトラックを農家に貸したらいいんじゃない、5か月も6か月も使うんだよという話をしたら、オーギ積みの人には貸しませんと。

要はその横の板が、どうしてもさとうきびの重みで広がって、それで使いものにならなくなるという事例が発生してると、なのでちょっともう出せないんですよというような話を、それはもう全ての業者さんがおっしゃってましたので、そこら辺でもちょっと打ちひしがれたところでございますが、そういったところも含めて、今、私が国っていうか県選出の国会議員にもお願いしてるのは、さとうきびの交付金というのは変えられないにしても、運賃は別でしょって話を、積みおろしのクレーン作業、そういったものっていうのは、交付金とは関係ないんじゃないでしょうかというようなお願いもしておるところで、そういったところ等、一緒に頑張りながら、また農家の皆さんの資格取得であったり、そういったところに我々はしっかり手を差し伸べてサポートさせていただく方向で、検討していかなければならないなあと感じるようなところなんです。

これはもうすみません、私の情報共有というか、何かいい方法ないですかねって言って、こんな方法ありますとは言えないので、ただそういったところを我々も、何か出来ないかということで、いろいろ検討、探しているところでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） 免許取得の検討、いろいろ町長も自動車学校とかけ合ってもらったりしてですね、いい情報をいただいているようですけど、なかなか難しい問題です。

個人的に、やはり車を買ってというのがもう原則になってくるのかなという

ふうに思うんですけども、やはり、ハーベスター利用組合、生産者、それからJAも手数料もらってますよ。それから新光糖業も原料もらってますよ。

それから一緒になってですね、会社を設立するなり、そういうような、やはり長期的な展望も考えていかなければいけないんじゃないかなろうかというふうに思います。

中種子町には昔から、よいら一いきという習わしがあります。

この時期だからこそですね、行政が中心となって、ハーベスター利用組合、JA、製糖工場等が、介してですね、話合い、一番いい方向を見出していくというのが、今後のこういう問題を乗り越えていく策になっていくんじゃないかなろうかというふうに思います。

ぜひ、そういう中心的な立場である行政のほうにも一生懸命、この問題については、皆さん思ってると思います。他人事じゃないんだよということを、みんな分かっていると思うんですけども、私たちも、また職員の皆さん方も、よろしく願いをいたしたいと思います。

それではさとうきびのこの無精脱については、今後また、詳細が分かってくるとは思いますけれども、本当に今後のさとうきび作の方向性というのが示されてくるとは思いますので、見守って、一緒になって検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

これで終わります。

○議長（迫田秀三君） 以上で通告による質問は全部終了いたしました。

一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね15時50分からといたします。

-----○-----

休憩 午後03時42分

再開 午後03時47分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

#### 日程5 総務文教常任委員長報告

○議長（迫田秀三君） 日程第5、「総務文教常任委員会の所管事務調査の報告」であります。

閉会中、総務文教常任委員会が調査した事件について、調査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、池山喜一郎君。

〔総務文教常任委員長 池山喜一郎君 登壇〕

○総務文教常任委員長（池山喜一郎君） 総務文教常任委員会所管事務調査の報告を行います。

総務文教常任委員会が、令和5年6月定例会において、所管事務調査の申出をしました事件、移住定住の促進についての調査の経過と結果について報告い

たします。

当委員会は、去る8月21日から23日までの日程で、岡山県奈義町を調査・研修しました。

奈義町は、岡山県の北東部に位置し、岡山駅からJRや、路線バスで約2時間を要する場所にあり、北側に鳥取県と接しています。

人口は5,700人程度、世帯数は2,500戸程度で、町の中心から、大体2キロメートル以内に人口の8割が定住しており、非常にコンパクトで、行政的にもやりやすいと伺いました。

基幹産業は、畜産を主にした農業ですが、企業誘致も行われ、16社の企業が創業されています。

また、町内には、自衛隊日本原駐屯地と日本原演習場があり、約500人の隊員が訓練等に従事しています。

今回、岡山県奈義町を調査地に選定した理由については、若者定住施策、就労対策、独自の子育て支援策を積極的に進めた結果、令和元年に合計特殊出生率2.95を達成しています。

その取り組みと経緯について調査し、本町の移住定住促進施策の参考に資することを目的といたしました。

奈義町は、平成の大合併時の平成14年に、住民投票で合併しないで単独で進めることを決定し、それを機に、将来に渡り、皆さんが町で、自宅で、安全安心に過ごせる町づくりのために、子育て世帯への支援を一生懸命行い、出生した子どもをしっかり応援する施策を進めてきました。

当初は、議員定数についても、14から10人に減らしたり、職員の採用調整をしたりして行財政改革を行い、経常経費の削減に努めてきました。

その結果もあって、子育て支援の費用を全て町費で財源確保することが出来ました。

平成24年4月1日に、子育て応援宣言の町を発表し、奈義町は行政、地域、議会が力を合わせ、子育て世代に対して支援を厚くしていくことを、町内外に発信いたしました。

その成果により、令和元年に高い合計特殊出生率2.95となりました。

平成14年以降も、人口は減少していますが、その中で、出生数を年間50から60名に維持していることが、結果的に合計特殊出生率が高い数字につながっている結果となっています。

今後も、子育て世帯、若い世帯が、子どもを産みやすい環境を整えることが、自治体ができる1番地域に密着した子育て支援であると考え、取り組みを進めていきたいとのことでした。

具体的な子育て支援施策については、奈義町には、保育園1園、幼稚園2園、小学校、中学校は各1校あります。

ちなみに、高校はありません。

また、令和6年度に子ども園が開園されることになっています。

そのほかに、子育ての心の支えの場として、チャイルドハウスがあります。

子育て世代が気軽に通える施設として開放しており、駐在する子育てアドバイザーに、育児に関する相談の場、子どもの社会的経験の場となるような活動を行っています。

また、少しの時間子どもを預けたいときの一時保育すまいる。

週4で通え、親同士で協力する保育活動、自主保育たけの子、助産師や心理士などの講師を招いた座談会や、赤ちゃんを連れて参加できるリトミックなどのイベントを定期的で開催するなど、町民同士で支え合う子育てサポート制度が構築されています。

また、医療面においては、町が平成7年に地域医療推進を担う診療所として開設した施設を、平成19年から社会医療法人が指定管理者として管理運営を行う奈義ファミリークリニックにおいてサポートしています。

このような手厚い支援によるメンタル的なケアと、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない経済的支援、年間2億円程度となっております。

一般会計予算の4から5%ということでありました。

この両輪で、子育てしやすい環境の醸成に努めているとのことでした。

経済的支援の一例として、保育料が国基準の約半額、さらに第二子はその半額、第三子以降は無料ということとなっております。

それから、在宅育児をする保護者に、毎月1万5千円の支給、高校生までの医療費無料、高校生への就学支援として、年額24万円の支援金、通学に対する近隣の市に通学いたしますので、定期代として、月に2万円、年間24万円、3年間で72万円ですか。この金額を1人に、助成しております。

大学に、町独自の奨学育英金。卒業後に、奈義町に定住したら、返済免除ということになります。これは定住期間免除ということでありました。

それから、中学生までの子どもを育てるひとり親に、年間5万4千円を支給。第2子以降は、2万7千円の加算、など合計24施策あります。

この24施策のうち、1施策、出産一時金は減額されておりますが、ほかの23項目については、今後も増額なり、充実していく計画だそうです。

その成果として、奈義町の子育て世帯の特徴として、3人以上の世帯が多いそうで、何となく子育ては大丈夫かなという、地域としての機運醸成が形成されてきたと実感しているとのことでした。

移住者については、年間の出生数50人の中に、移住者は1割程度で、自衛隊の方でも、出生数3人程度、ほとんどが奈義町に住民票を置いたまま、隣の町に住まわれている方が、子どもが生まれて戻ってくるケースが多いようです。

住宅については町で賃貸住宅を整備し、提供していますが、戸建てで17戸、集合で64戸提供しております。

賃貸住宅不足を解消するため、町で、民間賃貸住宅の建設に助成を行っており、戸建て賃貸住宅、戸当たり100万円、集合賃貸住宅、戸当たり50万円、空き家リノベーションによる賃貸、戸当たり100万円を行っております。

また、分譲地の整備87区画を行い、全て提供しております。

その他に、分譲地紹介報奨制度30万、新築住宅普及促進事業補助金、町内新

築で、20万円。

それから、地元業者施工で30万円、家族加算上限で50万円ということで、計100万を新築される方に補助を行っております。

これを活用し、住宅建築の普及促進を行っております。

以上のように、奈義町は少子化対策を充実させ、町の活性化を図り、定住化の促進につなげていました。

また、今後さらに進行する高齢化社会において、少子化対策は最大の高齢化福祉であることも踏まえ、施策の充実を図っていくということでした。

以上で調査を終え、まとめとして、我が中種子町においても、自衛隊等の移住者に対する期待は大変大きいものがありますが、まずは、本町にゆかりのある方が、中種子町で子育てしてみたいと思える施策を、住民のみんなで考えることが必要である。

また、子どもから若者、高齢者まで、住みやすいまちをみんなで作っていく、その機運の醸成が必要であるとの委員全員の一致した意見でした。

以上で報告を終わります。

○議長（迫田秀三君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第6 報告第3号 令和4年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（迫田秀三君） 日程第6、報告第3号、「令和4年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 報告第3号について説明をいたします。

地方財政健全化法により、地方自治体は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政健全化比率の指標について毎年公表することとなっており、1つの指標でも早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。

また、公営企業についても資金不足比率の公表が義務づけられており、基準以上になった場合、経営健全化計画を策定しなければなりません。

本町の各指標につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はありません。

実質公債費比率は10.5%で前年度に比べ、0.3ポイント増加、将将来負担比率は14.5%で、前年度に比べ2.0ポイント減少しております。

いずれの指標も現時点では早期健全化基準を下回っている状況です。

今後も財政指標に留意をしながら、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

監査委員の意見書とあわせて報告をさせていただきます。

以上で報告を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第7 議案第24号 中種子町役場課設置条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第7、議案第24号、「中種子町役場課設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第24号について説明いたします。

事務事業及び組織機構の見直しにつきましては、これまでも行政改革大綱の中で提言を受けながら、法制度の改正、新たな行政課題、町民の多様なニーズなどへの対応のため、常に組織・機構の簡素合理化と並行して、内部組織の分掌事務の総点検を行い、総合的な調整機構を果たせるよう見直しを図ってきたところでございます。

今回の見直しにつきましては、次の4つを重点施策とした再編となっております。

まず1つ目が、DX、デジタルトランスフォーメーションの積極的な推進ということで、企画課内にあった電算係を昇格させ、デジタル推進課を新たに設置します。

2つ目が、令和5年4月に発足した子ども家庭庁の政策理念に基づき、福祉環境課を地域福祉課に改め、課内に新たに子ども未来係、高齢者支援係を設置し、福祉サービスの向上を図ります。

3つ目が、農畜産業のさらなる発展を目指し、品目別の農業政策部門と農地等基盤整備部門を統合し、農業政策事務の連携・強化を図り、農業経営支援の充実を図ります。

これに伴い、農林水産課と農地整備課を統合させ、新たな体制での農林水産課となります。

4つ目が、住民サービス向上のため、町民保健課を町民課に改め、福祉環境課内にあった、環境衛生係を町民課へ、農地整備課内にあった、地籍調査係を税務課へ、総務課内にあった施設管理係を建設課へそれぞれ再編し、住民にとって分かりやすい窓口業務の向上を図ります。

また、今年が1月に始まった島内での自衛隊関連施設建設や自衛隊訓練への対応、また、再編交付金事務のため、新たに自衛隊対策室を設置します。

以上4つの重点施策に伴う課の再編となっており、時代に即した行政需要に対応できる組織再編、また住民に信頼される、住民が訪れたいくなる役場づくりを目指した組織再編となっているところでございます。

この条例は令和5年10月1日から施行するものでございます。

以上、議決方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第25号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第8、議案第25号、「印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第25号について説明いたします。

マイナンバーカードを活用した印鑑登録証明書のコンビニ交付を行うことから、所要の改正をするものでございます。

以上、議決方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第26号 中種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 議長（迫田秀三君） 日程第9、議案第26号、「中種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） 議案第26号について説明いたします。  
町民の利便性の向上を図るため、電子決裁などを可能にしたことから、所要の改正を行うものでございます。  
以上議決方よろしくお願いいたします。

- 議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。反対討論はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第26号を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第27号 中種子町立体育館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（迫田秀三君） 日程第10、議案第27号、「中種子町立体育館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。  
○議長（迫田秀三君） 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） 議案第27号について説明をいたします。  
国・県では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例を定め、行政機関等における障害を理由とする差別を禁止し、その解消に取り組んでおります。  
これにより本町においても精神障害などを理由とする入館制限規定を見直すため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第11 議案第28号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合同規約の変更について**

○議長（迫田秀三君） 日程第11、議案第28号、「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合同規約の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第28号について説明いたします。

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の伊佐北始良環境管理組合が、令和5年4月1日付で伊佐湧水環境管理組合に名称変更したことに伴い、同組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第29号 種子島こりーな空調設備更新工事請負契約について

○議長（迫田秀三君） 日程第12、議案第29号、「種子島こりーな空調設備更新工事請負契約について」を議題とします。

○議長（迫田秀三君） 本件について提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第29号について説明いたします。

種子島こりーな空調設備更新工事を実施するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、種子島こりーな空調設備更新工事です。

契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約の金額は2億4,530万円です。

契約の相手方は、鹿児島県熊毛郡中種子町野間6545番地2、有限会社中種子水道設備工業代表取締役奥田明光です。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第30号 防災行政無線操作卓更新事業契約について

○議長（迫田秀三君） 日程第13、議案第30号、「防災行政無線操作卓更新事業契約について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第30号について説明いたします。

防災行政無線操作卓更新事業を実施するにあたり、地方自治法第96条第1項

第5項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、防災行政無線操作卓更新事業です。

平成25年度に更新している操作卓ですが、遠隔制御装置の故障により、システムの一部に不具合が生じ、災害時の迅速かつ的確な情報伝達システムの維持が難しい状況にあるため、早期の更新を行うものでございます。

契約の方法につきましては、随意契約で、契約の金額は6,050万円です。

契約の相手方は福岡市博多区上呉服町10番1号、パナソニックコネクタ株式会社、現場ソリューションカンパニー九州社、プレジデント岩尾範彦でございます。

以上、議決方よろしくお願いたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第14 議案第31号 令和5年度中種子町一般会計補正予算（第4号）

○議長（迫田秀三君） 日程第14、議案第31号、「令和5年度中種子町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第31号について説明いたします。

今回の補正は、普通交付税の交付決定などによる調整、農業資材等の高騰に伴う支援事業など、6月補正予算以降必要となった経費の追加及び事業量の増減に伴う調整などが主なもので、歳入歳出にそれぞれ2億9,039万円を追加し、補正後の予算総額を、79億2,416万4千円とするものでございます。

以上の歳入歳出予算補正のほか、継続費、債務負担行為及び地方債の補正もあわせて計上しております。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。

以上、議決方よろしくお願いたします。

○議長（迫田秀三君） 総務課長。

○総務課長（上田勝博君） それでは、議案第31号、令和5年度中種子町一般会計補正予算（第4号）の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。

14ページをお願いします。中段の目の1一般管理費、減額4,021万6千円は、退職手当組合負担金率変更に伴い減額するものでございます。

その下の目の5財産管理費、増額387万9千円は、機構改革に伴う各課掲示板新設及び電話機移転経費でございます。

15ページをお願いいたします。

中段の目の9諸費、減額200万円は、中種子町自衛隊誘致推進協議会総会決定事項に基づく減額でございます。

次に、18ページをお願いします。中段の目の1社会福祉総務費、増額894万3千円は、障害児通所サービス事業実績に伴う前年度精算金及び国保特別会計への繰出金でございます。

その下の目の1児童福祉総務費、増額1,714万円は、教育保育給付事業実績に伴う前年度精算金でございます。

19ページをお願いします。

1番下の目の1保健衛生総務費、増額260万5千円は、次のページの1番上になります。公立種子島病院、医療機器整備に伴う負担金でございます。

その下の目の2予防費、増額1,475万6千円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業実績に伴う前年度精算金でございます。

その下の目の3環境衛生費、増額1019万8千円は、小型合併浄化槽申請件数増に伴うものでございます。

21ページをお願いします。下段の目の2農業振興費、増額1億79万2千円は、農業資材等価格高騰対策支援事業として、令和4年分の農業に係る経費を税申告したもののうち、種苗、肥料、飼料、農薬、動力光熱費の合計額に5%を乗じた額を支援する経費でございます。

22ページをお願いします。中段の目の1、林業振興費、増額360万円は、県単治山事業上阿高磯地区にかかる経費でございます。

23ページをお願いします。中段の目の2、商工業振興費、増額2,358万3千円は、ふるさと応援寄附金見込額増に伴う返礼品経費でございます。

24ページをお願いします。上段の目の3道路改良舗装費、増額835万円は、古房第3ため池橋補修工事費でございます。

次に27ページをお願いします。中段の目の5種子島こりーな管理費増額、9,812万円は、種子島こりーな空調設備工事費でございます。

同ページ、1番下の目の1現年発生道路橋梁災害復旧費、増額760万円と次のページの上段、目の2現年発生河川災害復旧費、増額230万円は、梅雨前線豪雨による町道14件、河川5件の復旧経費でございます。

その下の目の1、現年発生農業用施設等災害復旧費、増額2,939万3千円は、台風6号、豪雨災害による農地4件、施設3件の復旧経費でございます。

歳出は以上でございます。

次に歳入を説明します。

9 ページをお願いします。1 番上の項の1 町民税、増額1,306万3 千円と、その下の項の2 固定資産税、減額477万9 千円、その下の項の3、軽自動車税、増額165万5 千円は、収納見込額によるものでございます。

その下の目の1 地方交付税、増額4 億8,686万5 千円は、普通交付税額決定に伴うものでございます。

次の10ページをお願いします。中段の目の5、総務費国庫補助金、増額4,924万4 千円は、農業資材価格高騰対策支援事業に充当する、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額でございます。

次の11ページをお願いします。中ほどの目の7 災害復旧費県補助金、増額2,520万円は、現年発生農業用施設災害復旧費県補助金でございます。

12ページをお願いします。中段の目の1 寄附金、増額3,920万円は、ふるさと応援寄附金の見込額増によるものでございます。

その下の項の1 基金繰入金、減額3 億5,410万9 千円は、財源調整のための財政調整基金及び減債基金の減額、農業資材価格高騰対策支援事業及び再編交付金事業へ充当するため、特定目的基金からの繰入金増額でございます。

13ページをお願いいたします。上段の目の1 繰越金、増額916万3 千円は、前年度繰越額確定に伴う増額でございます。

同ページ1 番下の款の22町債については、臨時財政対策債の発行可能額確定及び事業実績見込み等による調整でございます。

歳入は以上でございます。

次に6 ページをお願いします。第2 表、継続費補正でございます。

種子島こりーな空調設備更新事業費確定に伴う各年度支払い額を変更するものでございます。

7 ページをお願いします。第3 表、債務負担行為補正でございます。

給食センターで使用するスチームコンベクションオーブンを借り入れる経費を追加するものでございます。

次に8 ページをお願いします。第4 表、地方債補正でございます。

各事業費の確定等により、限度額をそれぞれ変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。

最後に1 ページをお願いします。

第1 条第1 項は、既定予算に2 億9,039万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億2,416万4 千円と規定するものでございます。

第2 項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1 表歳入歳出予算補正によることと規定するものでございます。

第2 条は継続費、第3 条は債務負担行為、第4 条は地方債の補正についてそれぞれ規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議決方よろしくお願いいたします。

- 議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ声あり〕
- 議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。反対討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ声あり〕
- 議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ声あり〕
- 議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第31号を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕
- 議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第15 議案第32号 令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）**

- 議長（迫田秀三君） 日程第15、議案第32号、「令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） 議案第32号について説明いたします。  
2ページの第1表、歳入歳出予算補正を御説明いたします。  
まずは、歳入のほうからいきます。  
国民健康保険税は、本算定による693万6千円の減額。  
繰入金は、一般管理費の減に伴う事務費繰入金の減額と国保特会財源不足による法定外繰入金の増額で合わせて538万6千円の増額、繰越金は前年度繰越金の確定に伴い、2,235万3千円の増額を計上しております。  
次に、歳出予算3ページを御覧ください。  
総務費は、一般管理費、退職手当組合負担金の実績見込みによる131万8千円の減額。  
保健事業費は会計年度任用職員、共済負担金の実績見込みの増額と、会計年度任用職員退職手当組合負担金の実績見込みの減額で、合わせて43万2千円の減額。  
諸支出金は、令和4年度交付金の精算償還金として2,255万3千円の増額を計上しております。  
その結果、歳入歳出にそれぞれ2,080万3千円を追加し、予算総額を14億5,835万4千円とするものでございます。  
以上よろしく願いいたします。

- 議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第33号 令和5年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

○議長（迫田秀三君） 日程第16、議案第33号、「令和5年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第33号について説明いたします。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まずは歳入から、国庫支出金は2,256万3千円、支払基金交付金は、4,044万4千円。いずれも交付決定通知に伴う増額です。

繰入金は、一般会計繰入金及び基金繰入金の調整により529万4千円の増額です。

繰越金は前年度事業確定により203万2千円の増額です。

次に、歳出予算3ページを御覧ください。総務費は総務管理費、人件費確定による139万7千円の減額。保険給付費は、各介護サービス等費の執行状況に伴う調整です。基金積立金は、特会調整に伴い、5,377万2千円の増額。諸支出金は前年度事業確定による国県等への返還金で、1,795万8千円の増額です。

その結果、歳入歳出にそれぞれ7,033万3千円を追加し、補正後の予算総額を12億8,725万4千円とするものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第34号 令和5年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（迫田秀三君） 日程第17、議案第34号、「令和5年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第34号について説明いたします。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まずは歳入から、後期高齢者医療保険料は本算定による192万1千円の減額、繰入金は、一般管理費の減に伴う事務費繰入金42万4千円の減額、繰越金は前年度繰越金の確定に伴い、238万3千円の増額を計上しております。

次に、歳出予算3ページを御覧ください。

総務費は職員手当など44万4千円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金は、概算額の決定に伴う192万1千円の減額、諸支出金は、保険料還付金1万9千円の増額と、前年度の繰出金、238万4千円の増額で、合わせて240万3千円の増額です。

その結果、歳入歳出にそれぞれ3万8千円を追加し、補正後の予算総額を1億5,816万6千円とするものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第35号 令和5年度中種子町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（迫田秀三君） 日程第18、議案第35号、「令和5年度中種子町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第35号について説明いたします。

今回の補正予算は、収益的支出の営業費用、原水及び浄水費の手当など14万4千円、給水装置申込増による、その他営業費用の材料売却原価、10万円、営業外費用では令和4年度企業債借入れに係る利率確定による支払い利息330万円をそれぞれ増額するものでございます。

その結果、収益的支出を354万4千円増額し、収益的支出予算の総額を3億3,801万9千円とするものでございます。

次に資本的支出については、建設改良費の導水設備改良費で、平鍋水源時導水管布設替工事の見直しにより、工事費1,600万円を減額し、浄水設備改良では、古房浄水場場内整備に係る法面保護工や、場内舗装の追加など工事費2,200万円を増額し、総額を2億717万6千円とするものでございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億5,467万6千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,113万4千円、過年度損益勘定留保資金5,525万8千円、当年度損益勘定留保資金、8,828万4千円で補填するものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 認定第1号 令和4年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第20 認定第2号 令和4年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第3号 令和4年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第4号 令和4年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第5号 令和4年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について

○議長（迫田秀三君） 日程第19、認定第1号、「令和4年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第23、認定第5号、「令和4年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について」までの5件を一括議題とします。

本案について、説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） それでは認定第1号から認定第5号まで各会計毎に決算の認定につきまして提案理由を申し上げます。

各会計の決算につきましては、既に監査委員の審査を経ておりますので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して決算の認定をお願いするものでございます。

決算審査で御指摘のありました事項や御意見につきましては、今後の町政執行におきまして十分に反映させていく所存でございます。

それでは、各会計の総括的な事項を申し述べます。

認定第1号、令和4年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

令和4年度一般会計歳入歳出決算の概要でございますが、予算の重点的かつ効率的配分と経費節減に努めるとともに、基金の有効活用及び国庫支出金の活用を図りながら執行した結果、歳入総額80億8,135万3千円、歳出総額79億8,675万3千円で、実質収支は4,016万3千円の黒字となりました。

また、財政調整基金を取崩した影響から、実質単年度収支については、4,611万8千円の赤字となっております。

歳入決算額の構成状況につきましては、地方交付税が43.8%と最も多く、続いて国庫支出金の14.5%となっており、依存財源が82%と非常に高い比率となっております。

歳出の状況につきましては、目的別に見ると、民生費が19.8%で最も高く、次いで総務費の16.6%、農林水産業費の14.3%と続きます。

また、性質別で見ますと、補助費等が18.2%と最も多く、次いで人件費が17.7%、普通建設事業費の16.4%となっており、こちらも義務的経費が40.7%と高い比率となっております。

なお、各事業の詳細は主要施策の成果報告書に記載しておりますので御覧い

ただきたいと思います。

以上、令和4年度一般会計決算について概要を述べましたが、本町の財政は依然、義務的経費の割合が高く、財政の硬直化が進んでいることや、多額の地方債残高、また地方交付税などの動向、これは不透明であることなどを考えますと、今後も厳しい財政運営を強いられることが予想されるところでございます。

次に、認定第2号、令和4年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

国民健康保険事業特別会計の歳入総額は、国民健康保険税1億8,898万円を含む11億5,262万円で、前年度に比べ3,462万4千円の収入増となりました。

歳出総額は、保険給付費など合計11億2,526万6千円で、前年度に比べ、1,297万6千円の支出増となり、そのうち保険給付費が、前年度に比べ、1,121万4千円増の7億4,768万1千円となっております。

その結果、次年度繰越金は2,735万4千円となりました。

令和4年度においても、国民健康保険税の収納対策を積極的に行いながら、健康診断及び各種がん検診などの受診勧奨や、各種保健事業を推進することで、医療費の抑制に努めたところでございますが、前年度まで見られたコロナ感染症による医療機関への受診控えがある程度収まったことによる、医療費の増や、前年度交付金の精算償還金の増額に伴い、財源不足が生じたことから、法定外繰入金にて補填をしておるところでございます。

今後も国民健康保険税の収納率向上はもとより、疾病の早期発見予防に重点を置き、積極的に支援することで、医療費抑制と収入の確保を両輪として、国保特別会計の健全運営と健康増進に努めてまいりたいと考えております。

次に認定第3号、令和4年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

介護保険制度は3ヶ年を1期とする事業運営期間を設けており、令和4年度は、第8期事業計画の2年度目として、事業計画範囲内の健全な事業実施となりました。

介護保険事業勘定特別会計の歳入については、前年度に比べ、2,226万3千円の収入減の11億6,411万2千円となりました。

歳出総額のうち、保険給付費は10億1,474万2千円で、前年度に比べ、2,950万2千円の支出減、また高齢者の総合生活支援窓口の地域包括支援センター関係では、介護予防、日常生活支援総合事業などの地域支援事業として、5,099万円となり、前年度に比べ182万1千円の支出減となりました。

歳出の総額は11億6,207万8千円です。

その結果、次年度繰越金は203万4千円となりました。

今後も介護保険制度への理解と徴収率の向上に努め、サービスの充実を図りながら、介護保険の理念に基づく尊厳ある福祉の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、認定第4号、令和4年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算認定について説明をいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、市町村と連携をとりながら、高齢者の医療保険業務を行っております。

会計における歳入総額は、後期高齢者医療保険料8,180万6千円を含む1億5,160万6千円で、前年度に比べ462万9千円の収入増となりました。

歳出総額につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金1億3,380万6千円を含む1億4,930万2千円で、前年度に比べ、256万6千円の支出増となりました。

その結果、次年度繰越金は、238万4千円となりました。

今後につきましては、年々被保険者の医療費の増加が予想されるため、高齢者の健診受診率の向上に努め、健康増進と医療費の適正化に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、認定第5号、令和4年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について説明いたします。

中種子町水道事業については、老朽管の破損、落雷等の停電に伴う一時的な断水がございましたが、年間を通して降雨量に恵まれ、安定した水道水の供給を行うことが出来ました。

給水状況は、給水人口が7,317人、給水件数4,660件、総給水量89万5,231立米で、有収率67.02%でした。

水道事業収益の主なものは営業収益の給水収益などで、2億1,190万7千円、収益の合計は3億8,134万7千円となりました。

水道事業費用の合計は3億429万円となり、当年度の損益は、2,004万2千円の純利益となりました。

その結果、当年度未処分欠損金は1,071万3千円となりましたので、処分についての認定をお願いするものでございます。

資本的支出については、建設改良費税込み6億6,557万6千円、企業債償還金7,980万円で、合計7億4,537万5千円となり、不足額3億3,101万円は、繰越工事資金及び過年度損益勘定留保資金ほかで補填をいたしました。

建設改良事業につきましては、浄水設備改良費では、古房浄水場更新工事5件で、5億9,510万7千円、配水設備改良費では、道路改良に伴う配水管布設替工事6件で、3,423万2千円、取水設備拡張費では、20番深井戸ポンプ施設設置工事1件で、3,326万4千円が主なものとなりました。

今後も水資源の有効活用と経営の効率化を図るため、質の高い安心安全で安定的な水道水の供給と徹底した漏水対策を行い、経費削減に努めてまいります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

こうした状況下ではございますが、健全財政を堅持していくことは、行政運営の基本でございます。

財政需要の増大が見込まれる中、福祉の向上と住民サービスに努めながら、今後とも財政の健全化に取り組んでいくとともに、公営企業会計につきまして

も、常に経営状況を明確にし、生活環境の整備と一層の充実を図ってまいり所存でございます。

以上、令和4年度の各会計決算並びに事業の概要について申し上げます。

御審議のうえ、認定くださいますようお願いを申し上げます。

なお、一般会計の詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。

よろしくお願いいたします。

○議長(迫田秀三君) 本日の会議時間についてお知らせをいたしたいと思っております。

議事の都合によって、あらかじめ本日の会議延長する場合がありますので、御了承願いたいと思っております。

総務課長。

○総務課長(上田勝博君) 認定第1号、令和4年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について主要施策の成果報告書により御説明いたします。

令和4年度の決算額は、新型コロナウイルス感染対策経費及び教職員住宅並びに公営住宅改修経費等の影響が大きく、昨年度より歳入歳出ともに減少してございます。

主要施策の成果報告書の2ページをお願いいたします。

第1表、決算収支の状況でございます。

一般会計の歳入決算額は80億8,135万3千円、歳出決算額は、79億8,675万3千円、歳入歳出の差引き額、いわゆる形式収支は9,460万円の黒字でございます。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が5,443万7千円で、形式収支から繰越財源を差し引いた実質収支額は、4,016万3千円の黒字決算となりました。

本年度の実質収支額から、昨年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は、573万4千円の赤字決算となりました。

また、財政調整基金積立金、基金の取崩し金を反映した実質単年度収支は4,611万8千円の赤字決算となりました。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表歳入決算額の状況でございます。歳入の構成比及び伸び率を示しております。

歳入構成比では、款の11地方交付税が43.8%、款の15国庫支出金14.5%、款の16県支出金12.0%、次いで、款の22町債8.1%の順で、依存財源の割合が高い財政構造となっております。

6ページをお願いいたします。第1図、歳入決算額の状況でございます。

歳入決算額を昨年度と比較しております。

昨年度と比べると、地方交付税が増加し、町債が減少しております。一般財源と特定財源の構成比は、ほぼ変わっていない状況でございます。

次に7ページをお願いいたします。第3表は、町税の決算額を昨年度と比較しております。

町税については、農業所得の増加やたばこ売上げ本数増などにより、全ての税目で増加となっております。

その下の第2図は、税目ごとにグラフで前年度と比較をしております。  
その下の第4表は、国県支出金の構成比と伸び率を比較しております。  
次に、8ページから25ページにかけては、目的ごとに事業効果について示して  
います。お目通しをお願いいたします。

26ページをお願いします。第5表、歳出決算額の状況でございます。

目的別に示しており、構成比では、民生費が最も高く、次に総務費、農林水  
産業費、公債費、衛生費の順となっております。

次のページ、第3図、目的別歳出決算額の状況を前年度と比較しております。

次のページ、第4図、性質別歳出決算額の状況を前年度と比較しております。

性質別の構成比では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が40.7%、普通  
建設事業、災害復旧事業の投資的経費が18.5%、物件費、補助費等などのその  
他の経費が40.8%となっております。

29ページをお願いします。第6表は、公債費比率等の推移で、町債の現在高、  
実質公債費比率の推移を示したものです。

実質公債費比率は10.5%で、前年度より0.3ポイント増加しております。

町債の現在高は前年度から3億1,200万円減少し、80億8,900万円となってお  
ります。

30ページをお願いします。第7表は地方債の目的別現在高を示しております。

次に31ページをお願いします。第5図は借入れ先別の現在高を示してござい  
ます。

32ページから34ページにかけましては、特別会計の状況を示しています。

以上が、令和4年度の決算状況でございます。

今後、一部事務組合及び各特別会計への負担金、社会保障関係費等の増大、  
人口減少対策、防災減災対策など、地方財政を取り巻く情勢は厳しくなるもの  
と推測されます。

行財政改革を積極的に推進するとともに、経費の見直し、合理化、受益者負  
担の適正化、自主財源の確保に努め、健全な行財政運営を推進し、適正な財政  
運営に努めてまいりたいと考えております。

御指導方よろしくをお願いいたします。

ここに、中種子町監査委員から提出されました令和4年度中種子町一般会計  
及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、令和4年度中種子町財政健全化審査意  
見書と主要施策の成果報告書を添えて、町長から御提案申し上げたところでご  
ざいます。

御審議いただきまして認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。  
以上で説明を終わります。

○議長（迫田秀三君） これから総括質疑を行います。

本件については、後もって決算特別委員会を設置する予定ですので、質疑は  
簡潔をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、議長及び議選監査委員を除く議員10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長及び議選監査委員を除く議員10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。審査期間は審査が終了するまでとし、閉会中もこれを行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、審査期間は審査が終了するまでとし、閉会中もこれを行うことに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項及び第4項の規定により、議長及び議選監査委員を除く議員10人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、ただいま指名しました諸君を選任することに決定しました。

決算特別委員会の皆さんは、正副委員長の互選を行ってください。

委員会の開催場所は、委員会条例第9条第1項の規定により、議員控室とします。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後04時56分

再開 午後05時02分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長に永濱一則君、副委員長に浦邊和昭君が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日から19日までは委員会開催などのため本会議は休会とし、20日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午後05時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員

第 2 号

9 月 20 日

令和5年第3回中種子町議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月20日（水曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第36号 中種子町役場課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の制定について
- 第3 議案第37号 令和5年度中種子町一般会計補正予算（第5号）
- 第4 同意第18号 教育委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第5 陳情第7号 自衛隊馬毛島基地（仮称）整備に伴う救難航空隊の種子島配備を求める意見書の提出を求める陳情について
- 第6 発議第5号 自衛隊馬毛島基地（仮称）整備に伴う急患搬送部隊の種子島配備を求める意見書
- 第7 発議第6号 中種子町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第8 常任委員会の閉会中所管事務調査の件
- 第9 議員派遣の件
- 第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- |     |           |     |            |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1番  | 大町田 勇 希 君 | 2番  | 梶 原 哲 朗 君  |
| 3番  | 秋 田 澄 徳 君 | 4番  | 池 山 喜一郎 君  |
| 5番  | 橋 口 渉 君   | 6番  | 永 濱 一 則 君  |
| 7番  | 池 山 朝 生 君 | 8番  | 濱 脇 重 樹 君  |
| 9番  | 日 高 和 典 君 | 10番 | 戸 田 和 代 さん |
| 11番 | 浦 邊 和 昭 君 | 12番 | 迫 田 秀 三 君  |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

- |         |             |                   |             |
|---------|-------------|-------------------|-------------|
| 町 長     | 田 淵 川 寿 広 君 | 副 町 長             | 阿 世 知 文 秋 君 |
| 総 務 課 長 | 上 田 勝 博 君   | 町民保健課長            | 徳 永 和 久 君   |
| 福祉環境課長  | 森 山 豊 君     | 農林水産課長            | 園 田 俊 一 君   |
| 建設 課 長  | 黒 木 聡 君     | 農地整備課長            | 遠 藤 淳一郎 君   |
| 企 画 課 長 | 鮫 島 司 君     | 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 南 奈 津 紀 さん  |

税務課長	日高隆雄君	水道課長	牧瀬善美君
保育所長	浦口吉平君	空港管理室長	柳田勝志君
行政係長	牧瀬亮君	財政係長	東郷伸也君
教育長	北之園千春君	教育総務課長	横手幸徳君
社会教育課長	春田功君	学校教育課長	皆倉健二君
給食センター所長	野平清吾君	選挙管理局長	岩本郁美さん
農委事務局長	石堂晃一君		

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	榎元卓郎君	議事係長	稲子隆浩君
--------	-------	------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（迫田秀三君） おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（迫田秀三君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、11番、浦邊和昭君、1番、大町田勇希君を指名します。

-----○-----

日程第2 議案第36号 中種子町役場課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 議長（迫田秀三君） 日程第2、議案第36号、「中種子町役場課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） おはようございます。議案第36号について御説明いたします。

令和5年9月12日の議会本会議で議決をいただきました、中種子町役場課設置条例の一部改正に伴い、関連条例の改正をするものでございます。

関連する条例は、第1条なかたねふれあいの里の設置及び管理に関する条例、第2条中種子町子ども・子育て会議条例、以上、2つの条例については、機構改革に伴う所管課の変更及び課の名称変更でございます。

以上、議決方よろしくお願いいたします。

- 議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第37号 令和5年度中種子町一般会計補正予算（第5号）

○議長（迫田秀三君） 日程第3、議案第37号、「令和5年度中種子町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第37号について説明いたします。

今回の補正は、歳出予算で組織再編に伴う人件費の調整、新型コロナウイルスワクチン接種事業、安納いも貯蔵庫空調設備更新に要する経費を計上しております。

歳入予算は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫補助金、財源調整のため財政調整基金の繰入れを計上しております。

その結果、歳入歳出にそれぞれ917万9千円を追加し、補正後の予算総額を79億3,334万3千円とするものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 同意第18号 教育委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（迫田秀三君） 日程第4、同意第18号、「教育委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第18号について説明いたします。

現在、本町教育委員会委員として御尽力をいただいております、馬場良子氏が任期満了により、9月30日で退任されることになりました。

後任に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名が寺田治美、住所が鹿児島県熊毛郡中種子町野間、任期が令和5年10月1日から令和9年9月30日までです。

以上よろしくお願いたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第18号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（迫田秀三君） ただいまの出席議員は11人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番、大町田勇希君、2番、梶原哲朗君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（迫田秀三君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載をお願いします。

投票用紙の配付漏れはないですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱確認〕

○議長（迫田秀三君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（榎元卓郎君） 1番、大町田勇希議員、2番、梶原哲朗議員、3番、秋田澄徳議員、4番、池山喜一郎議員、5番、橋口渉議員、6番、永濱一則議員、7番、池山朝生議員、8番、濱脇重樹議員、9番、日高和典議員、10番、戸田和代議員、11番、浦邊和昭議員。

○議長（迫田秀三君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

大町田勇希君及び梶原哲朗君は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（迫田秀三君） 開票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成11票、反対0票。以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第18号は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

-----○-----

日程第5 陳情第7号 自衛隊馬毛島基地（仮称）整備に伴う救難航空隊の種子島配備を求める意見書の提出を求める陳情について

○議長（迫田秀三君） 日程第5、陳情第7号、「自衛隊馬毛島基地（仮称）整備に伴う救難航空隊の種子島配備を求める意見書の提出を求める陳情について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、池山喜一郎君。

〔総務文教常任委員長 池山喜一郎君 登壇〕

○総務文教常任委員長（池山喜一郎君） 総務文教委員会陳情審査報告書を報告いたします。

本定例会において当委員会に付託され、継続審査となっていた、陳情第7号、自衛隊馬毛島基地（仮称）整備に伴う救難航空隊の種子島配備を求める陳情書の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、9月13日、議員控室において、全委員出席のもと委員会を開催し、審査を行いました。

陳情第7号は、中種子町隊友会会長徳永純氏、中種子町自衛隊家族会会長梶屋良幸氏から提出されたものです。

陳情の趣旨は、離島による急患搬送は、鹿屋航空分遣隊に配備されているUH60Jにより行われてきたが、令和5年1月をもって除籍となり、現在は、宮崎県新田原基地の第5航空団、もしくは、熊本県高遊原分屯地の西部方面航空隊が担っている。

従来鹿屋基地からの搬送時間と比較して、大幅な時間を要している。1分1秒を争う急患搬送において、島民への影響は極めて大きい。

自衛隊馬毛島基地（仮称）の整備に伴い、本町においても、錬成施設等の関連施設が整備されることから、旧種子島空港、もしくは種子島空港に、種子島救難航空隊創設を要望する意見書を、国の関係機関へ提出していただきたいというものです。

審査の結果、本町の問題だけでなく、熊毛管内の1市3町との連携も必要ではないか。救難航空隊の創設が可能なのかなど、質疑、討論を行いました。

急患搬送については、島民全体の願意であり、鹿児島県、近隣自治体においても、国への要請など、それぞれ対応されていることから、採択すべきも

のと全会一致で決定しました。

なお、意見書についても、これを提出するものと決定しました。

以上で、陳情の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（迫田秀三君） これで総務文教常任委員会での審査報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第7号を採決します。

この陳情書に対する委員長の報告は採択です。この陳情書は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

**日程第6 発議第5号 自衛隊馬毛島基地（仮称）整備に伴う急患搬送部隊の種子島配備を求める意見書**

○議長（迫田秀三君） 日程第6、発議第5号、「自衛隊馬毛島基地（仮称）整備に伴う急患搬送部隊の種子島配備を求める意見書」を議題とします。

案文は配付しております。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任いただきたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、その条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第7 発議第6号 中種子町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第7、発議第6号、「中種子町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

池山喜一郎君。

〔総務文教常任委員長 池山喜一郎君 登壇〕

○総務文教常任委員長（池山喜一郎君） 中種子町議会委員会条例の一部を改正する条例の趣旨を説明いたします。

役場組織の改編に伴い、常任委員会の所管する課等の変更が生じたことから、中種子町議会委員会条例の一部を改正するものです。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第6号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（迫田秀三君） 日程第8、「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

産業厚生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。産業厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、産業厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第9 議員派遣の件

○議長（迫田秀三君） 日程第9、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定によって、お配りしました会議及び研修会等へ議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（迫田秀三君） 日程第10、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで今期定例会に提出されました議案などは、閉会中の継続調査として、議決になりましたものを除き、全部議了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第3回中種子町議会定例会を閉会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午前10時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員